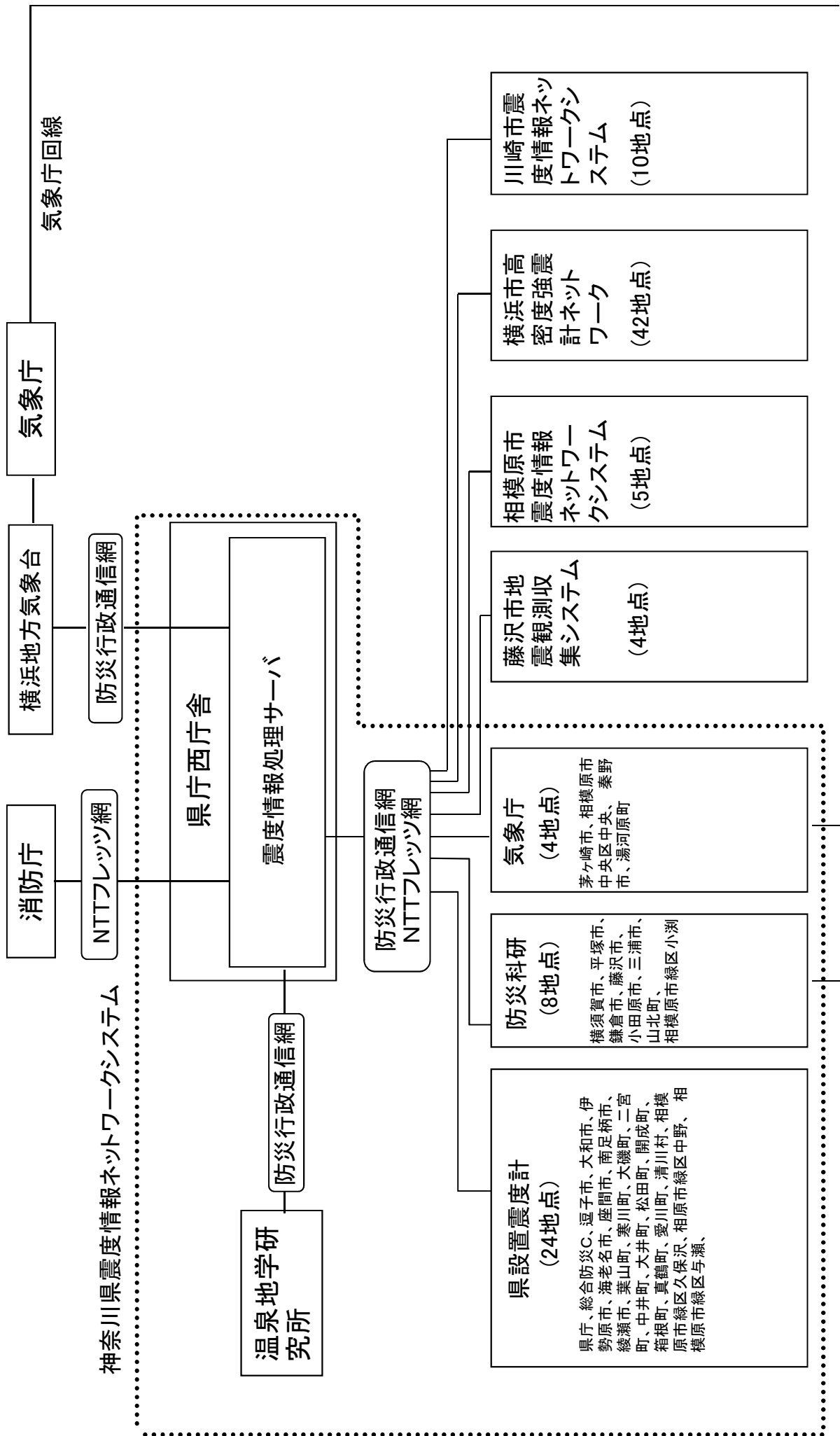


# 神奈川県震度情報ネットワークシステム概要図



神奈川県災害情報管理システム運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）に基づく災害時の応急活動を円滑に実施するために整備した、神奈川県災害情報管理システム（以下「システム」という。）の運用について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災関係機関 災害対策基本法第2条第1項第4号、第5号及び第6号に定められた指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに、その他の公益的事業を営む者をいう。
- (2) システム利用機関 システムを利用する県機関、市町村、防災関係機関をいう。
- (3) システム管理者 神奈川県くらし安全防災局総務室長をいう。

(利用できる情報)

第3条 システムにより利用できる情報は、次の各号のとおりとする。

- (1) 災害情報 システム利用機関が第4条の規定に基づき報告する被害、被害復旧、応援要請、応急措置及び災害対応方針等の情報
- (2) 防災基礎情報 災害時における応急対策の実施ために必要となる公共施設等の基礎的な情報
- (3) 文書情報 応急措置に関するマニュアル等の資料情報
- (4) 関連システム情報 他のシステムからオンライン結合により提供される雨量水位等の情報

(報告の依頼)

第4条 神奈川県くらし安全防災局（神奈川県災害対策本部統制部を含む。以下「県くらし安全防災局」という。）は、被害の発生又は被害の発生の可能性があると判断したときは、システム利用機関に対して県防災行政通信網のフアクシミリ等によりシステムを利用した情報収集開始の通知及び第5条に基づき報告を依頼する。

(システム利用機関が行う報告)

第5条 市町村または消防本部は、前条の規定による報告の依頼を受けたときは、当該所管区域に係る被害、被害復旧、応援要請、応急措置等の情報を収集し、システムにより報告する。また、あわせて派遣された広域応援部隊等の状況及び災害対応の方針等もシステムへの入力により報告する。

2 市町村及び消防本部以外のシステム利用機関は、前条の規定による報告の依頼を受けたときは、県地域防災計画その他災害対策基本法の規定により各機関が定める防災計画に基づき、所管業務に関する被害、被害復旧、応援要請、応急措置及び災害対応方針等の情報をシステムに入力することにより報告する。

3 前3項の規定に基づく報告内容の詳細は、別に定める。

4 第1項、第2項及び第3項の規定に関わらず、システムによる報告が困難な場合にあつては、フアクシミリや電話等による県くらし安全防災局または地域県政総合センター（県現地災害対策本部を含む。以下「地域県政総合センター」という。）への報告をもって、システムによる報告に代えることができる。

5 前項の規定により、報告を受けた県くらし安全防災局または地域県政総合センターは、システム利用機関に代わってデータの入力を行う。

(報告内容の確認)

第6条 県くらし安全防災局は、システムにより報告された被害情報等を確認し、訂正等の必要がある場合は、当該システム利用機関に対して入力された情報の訂正等を求める。

(災害の終結)

第7条 システム利用機関は、第5条に基づき報告内容を終結する場合は、最終報告を行う。

2 最終報告後にシステム利用機関が報告内容の追加又は訂正を行う場合は、県くらし安全防災局に終結の解除を依頼し、終結が解除された後に、改めて最終報告を行う。

3 県くらし安全防災局は、すべてのシステム利用機関からの最終報告があつた場合は、災害の終結を行う。

(利用機関ID及びパスワードの設定)

第8条 システム管理者は、システムの適正な利用を図るため、利用機関ID及びパスワードを設定し、システム利用機関に通知する。

神奈川県災害情報管理システムの運用手順

平成20年4月1日施行  
 平成21年9月11日改正  
 平成26年4月1日改正  
 平成30年4月1日改正  
 令和3年6月1日改正  
 令和5年4月1日改正

2 システム管理者が特に必要と認めた場合は、パスワードを変更し通知する。

(利用者の遵守事項)

- 第9条 システムを利用する者は、システムの利用により知り得た情報を防災に関する業務以外の目的で利用又は提供しない。
- 2 利用機関ID及びパスワードは、各機関が適切に保管し、管理する。
- 3 通信等に障害等が発生した場合は、遅滞なくシステム管理者に報告する。

(研修の実施)

第10条 システム管理者は、システムを利用する者が、システムを活用した防災業務を円滑に実施できるよう、利用マニュアル等の整備に努めるとともに、定期的な研修を実施する。

(調整)

第11条 システム管理者は、システムの円滑な利用が図られるよう、県機関、市町村及び防災関係機関との間で、必要な連絡調整を行う。

(細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、システムの運営に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 神奈川県防災情報ネットワークシステム運営要綱（平成7年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。
- 8 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

1 趣旨

この運用手順は、神奈川県災害情報管理システム運営要綱（平成20年4月1日危機管理対策課長通知）に基づき、神奈川県災害情報管理システム(以下「システム」という。)を利用して災害情報収集、報告を行うときに必要な手順を示すものである。

2 運用時間

システムは、保守点検等による停止を除いて常時運用とし、システム利用機関は、いつでもシステムを利用することができる。

3 システムを利用して情報を収集する事象

県くらし安全防災局(県災害対策本部統制部等を含む。以下同様。)は、次の事象が発生したときにシステムを利用して情報を収集する。

- (1) 県内で震度5弱以上の地震を観測したとき
- (2) 津波予報区の「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたとき
- (3) 県内に大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪または高潮警報のいずれかが発表されたとき
- (4) 県内に大雨、暴風、大雪、暴風雪又は高潮特別警報のいずれかが発表されたとき
- (5) 県内に地震災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき
- (6) その他、県くらし安全防災局が必要と認めるとき(大規模林野火災、大規模事故など)

4 情報収集の開始

県くらし安全防災局は、3に掲げる事象が発生したときは、直ちに災害名を命名し、システムに登録する。また、報告を求めるシステム利用機関に対

して県防災行政通信網の一斉指令機能等により情報収集の開始及び報告依頼を通知する。  
情報収集の開始及び報告依頼を通知された端末機利用機関は、速やかにシステムを起動するとともに県くらし安全防災局に登録した災害名を選択の上、災害関連情報の報告を開始する。

【関連】第1号様式 神奈川県災害情報管理システムによる情報収集開始通知

#### 5 消防庁第4号様式の報告

県くらし安全防災局は、報告を求めめるシステム利用機関に対して、指定する時点(以下、「指定時点」という。)の情報報告を依頼することができる。  
なお、この依頼については、県防災行政通信網の一斉指令機能及びシステム等を利用して通知するものとする。

【関連】第2号様式 被害情報の報告依頼

#### 6 報告内容

報告を行う機関は、システムの各機能を利用して、次のとおり情報の入力を行う。

##### (1) 被害件数報告

市町村は、県くらし安全防災局の依頼に応じて、指定時点の被害件数等について、「消防庁報告様式4-2」機能を利用して、報告する。

なお、被害件数報告を報告する際の認定基準は、「災害報告取扱要領(昭和45年4月消防第246号消防庁長官通知)」の「第2 記入要領」によるものとする。

##### (2) 県・市町村本部設置状況

県くらし安全防災局、地域県政総合センター(県現地災害対策本部等を含む)及び市町村は、災害等の対応のために特別な配備体制をとったときは、「収集」メニューの「本部設置」機能を利用して、その体制を入力する。

##### (3) クロノロジー対象情報

システム利用機関は、所管する業務に係る災害関連情報が判明次第、速やかに、「収集」メニューの「クロノロジー」機能を利用して、報告する。

クロノロジーへの入力は、報告が可能な情報から、順次入力していく。入力に当たっては、情報の内容が判明しやすいい件名を入力し、その内

容に応じて、重要度及び区分を選択する。なお、報告内容が人的被害に係るときには、区分は必ず「人的被害」を選択する。

エ 報告内容は、原則として情報内容欄に入力する。一度クロノロジーに登録した情報について、時間の経過により新たに把握した情報、判明した状況があれば、情報内容欄の最上部に追記し、情報を更新する。また、入力する情報に関する位置情報(住所等)が判明している場合には、地図中心点の設定を行う。

なお、入力した情報を補うために、5メガバイト以内の写真や文書ファイルを添付することができる。

オ 関係機関による災害関連情報の共有が目的であるため、公開区分は原則として「公開」を選択する。ただし、他機関に情報を閲覧させることのできない特段の事情がある場合は、「非公開」を選択することにより、他機関からの情報の参照を制限することができる。

カ クロノロジーに入力した災害関連情報に対する対処状況等については、逐次「対処内容」欄に追加して入力することができる。

#### (4) 自衛隊の派遣要請

ア 市町村は、自衛隊の派遣を要請したときは、「収集」メニューの「クロノロジー」機能を利用して、その内容を入力する。

イ 県くらし安全防災局は、「収集」メニューの「クロノロジー」機能を利用して、市町村からの自衛隊派遣要請に対する措置状況を入力する。

ウ システムへの入力は、自衛隊派遣要請情報の共有を目的として行うため、正式な要請は、別に定められた方法で実施する。

#### (5) 緊急消防援助隊の要請

ア 市町村は、緊急消防援助隊を要請するときは、「収集」メニューの「クロノロジー」機能を利用して、その内容を入力する。

イ 県くらし安全防災局は、「収集」メニューの「クロノロジー」機能を利用して、市町村からの緊急消防援助隊の要請に対する措置状況を入力する。

ウ 県くらし安全防災局の求めに応じて、市町村が緊急消防援助隊派遣可能隊数の報告を行うときは、「収集」メニューの「クロノロジー」機能を利用して、その内容を入力する。

エ システムへの入力は、緊急消防援助隊要請情報共有を目的として行うため、正式な要請は、別に定められた方法で実施する。

#### (6) 避難勧告・指示等の状況

ア 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)及び警戒区域について、発令・解除の権限を有する機関が、その権限行使した

ときは、「収集」メニューの「避難勧告・指示」機能を利用し、速やかにその状況を入力する。また、市町村は、自主避難の状況を確認したときも速やかにその状況を入力する。

イ 県くらし安全防災局は、システム上に報告された上記4情報について、原則として速やかに県災害情報ポータル等を通じて、その状況を公開する。

#### (7) 避難所開設状況

ア 市町村は、管内にある避難所を開設又は閉鎖した場合は、「収集」メニューの「避難所」機能を利用し、速やかにその旨のを入力を行う。

イ 本情報については、原則として、県災害情報ポータル等を通じて速やかに公開する。

#### (8) 備蓄物資管理

ア 市町村は、「収集」メニューの「備蓄物資」機能を利用し、平時から備蓄物資の管理を行うことができる。

イ 市町村は、同機能を利用し、災害時における物資の払出等を行う。

#### (9) 応援物資

ア 市町村は応援物資を要請するときは、「収集」メニューの「応援物資」機能を利用し、その内容を登録する。

イ 県くらし安全防災局は、市町村の要請に対する措置状況を「収集」メニューの「応援物資」機能を利用し、登録する。

#### (10) 広域防災拠点

県及び市町村は、広域防災活動拠点、広域防災活動備蓄拠点及び広域応援活動拠点について、「収集」メニューの「広域防災拠点」機能を利用し、開設状況・日時等の情報を入力することができる。

#### 7 Lアラートへの公開

市町村は、「収集」メニューで入力した避難勧告等及び避難所開設情報に関し、Lアラートへの公開を行う。

#### 8 緊急速報メール

県及び市町村は、「公開」メニューの「緊急速報メール」機能を利用し、NTTドコモ、au、ソフトバンク及び楽天モバイルに対し、緊急速報メールの配信を依頼することができる。

#### 9 代行入力

県くらし安全防災局及び地域県政総合センターは、収集した情報を当該機関に代行してシステムに入力できる。なお、地域県政総合センターが代行入

力を行うのは、原則として所管の市町村に関する情報とする。

#### 10 システムを利用できない場合の処置

システム利用機関は、諸般の事情により、システムを利用した報告ができないときは、ファクシミリや電話等の代替手段により報告を行う。

#### 11 災害報告資料の作成

県くらし安全防災局は、入力された情報をとりまとめ、記者発表資料をはじめとする災害報告資料を作成し、関係機関に提供するとともに、県ホームページ等を通じて公開する。

#### 12 文書フォルダ

システム利用機関は、文書フォルダ機能を利用し、業務上必要な書類等を登録することができる。

#### 13 掲示板

システム利用機関は、業務上必要な事項を掲示板に掲載し、情報の共有を図ることができる（ただし、クロノロジーで報告すべき事項を除く）。

システム利用機関は、掲示板に掲載された事項に対して、関連情報を投稿することができる。

県くらし安全防災局は、システム管理上、必要と判断するときは、予告なく掲示板に掲載された内容を削除することができる。

#### 14 システムによる情報収集終了

県くらし安全防災局は、発生した災害について、これ以上情報を収集する必要がないと判断した場合は、県防災行政通信網の一斉指令機能等を利用して、システムによる情報収集を一旦終了することを通知する。

【関連】第3号様式 神奈川県災害情報管理システムによる情報収集の終了通知

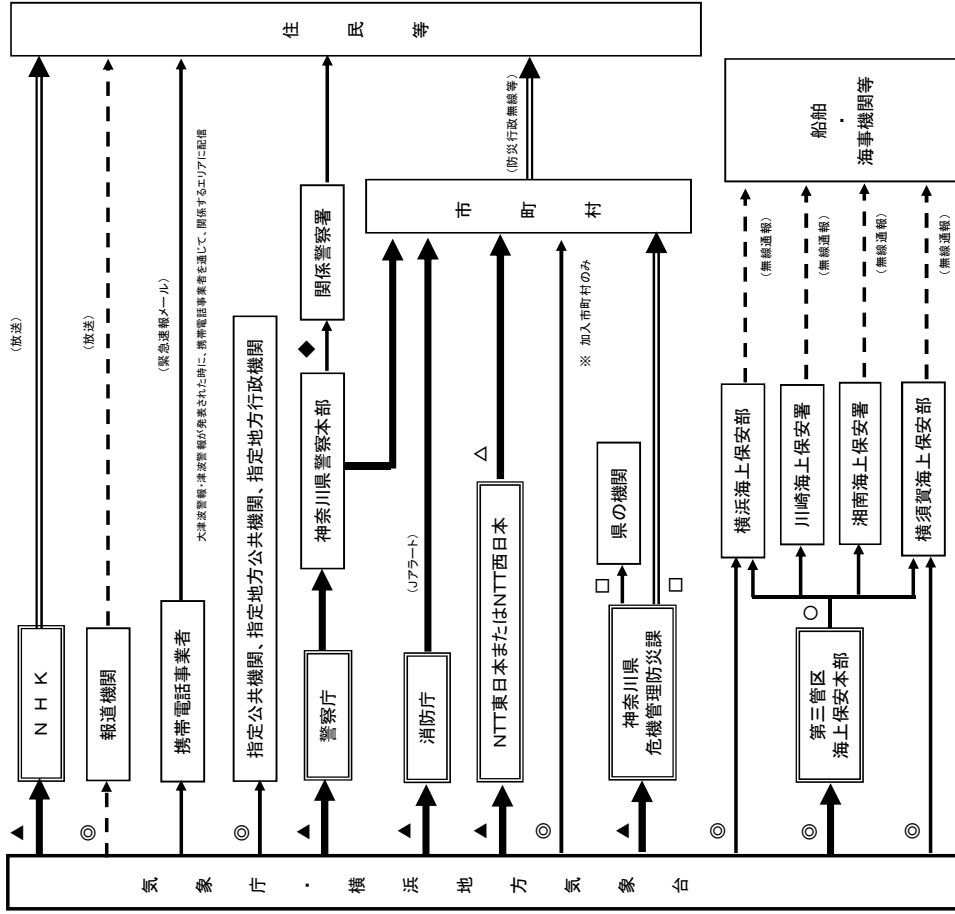
#### 15 被害情報の確定報告

県くらし安全防災局は災害の終結を行うため、報告機関に対して被害の確定報告依頼を通知する。報告機関は、県くらし安全防災局が指定する期日までに確定報告を行う。

【関連】第4号様式 被害情報の確定報告依頼

令和5年4月1日現在

津波警報等の伝達系統図



- 凡例
- ▲ 法令（気象警戒法等）による通知系統
  - ◎ 防長情報伝達システム
  - 専用電話・FAX
  - ◇ 加入電話・FAX
  - 県防府行政通信網等
  - ◇ 自営無線等
  - ◻ 法令により、気象官署から警報事項を受領する機関
- ▲ (気象警戒法等) による通知系統  
 ◎ (気象警戒法等) による  
 ○ (気象警戒法等) による  
 ◇ (気象警戒法等) による  
 □ (気象警戒法等) による  
 ◇ (気象警戒法等) による  
 ◻ (気象警戒法等) による

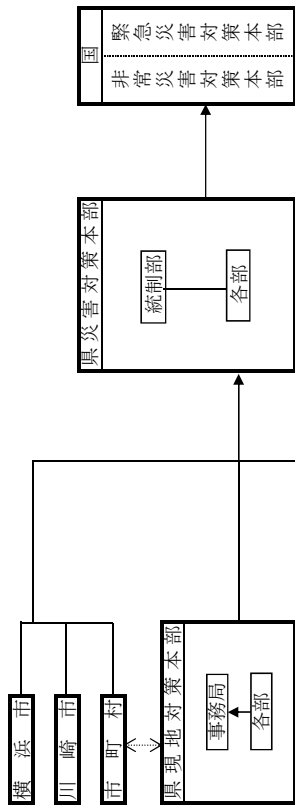
16 災害の終結  
 県くらし安全防災局は、全報告機関の確定報告が完了したとき、災害の終結を行う。

訓練モードの利用  
 システム利用機関は、訓練モードを利用し、随時、システム操作訓練を行うことができる。

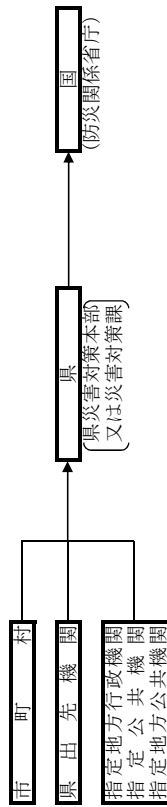
被害状況等の収集・報告内容及び報告系統図

1 被害状況等の報告

(1) 現地対策本部が設置された場合

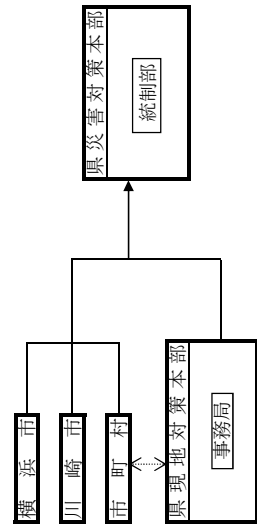


(2) 現地災害対策本部が設置されない場合

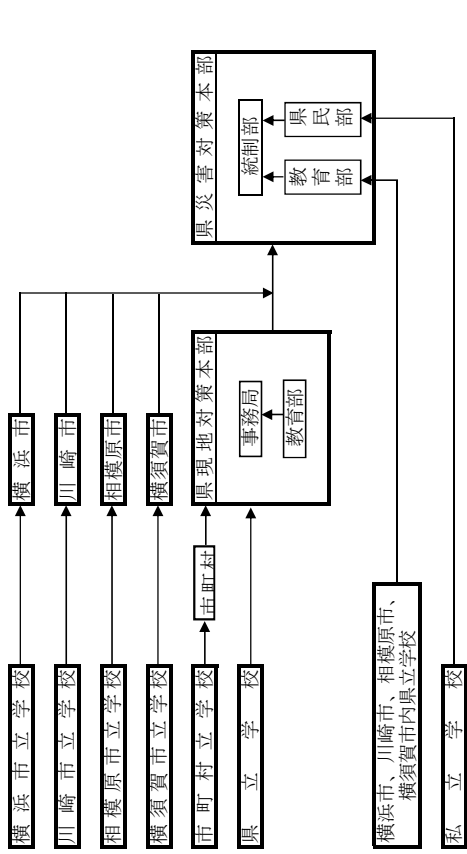


2 被害区分別報告系統

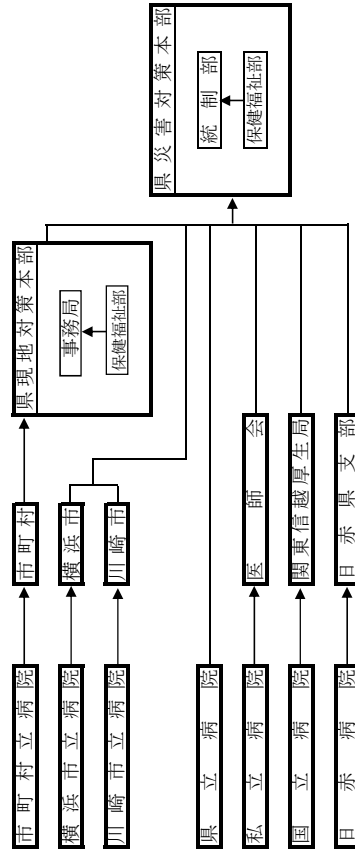
(1) 人的被害、建物被害等



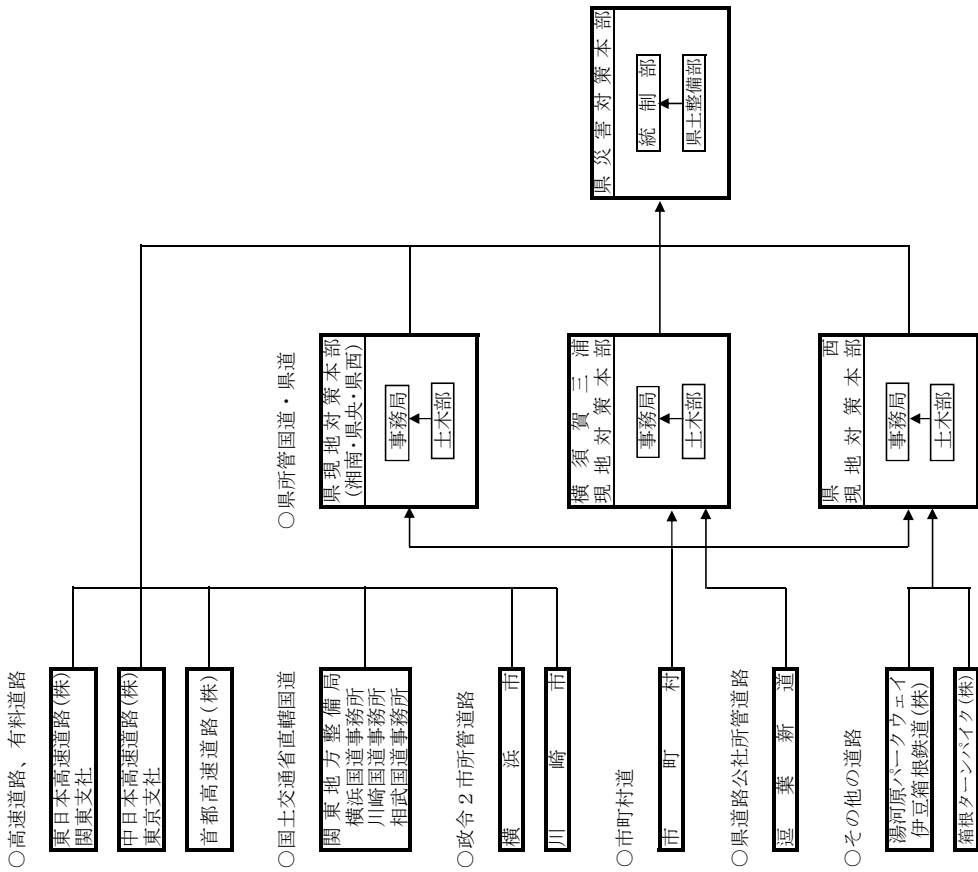
(2) 文教施設被害



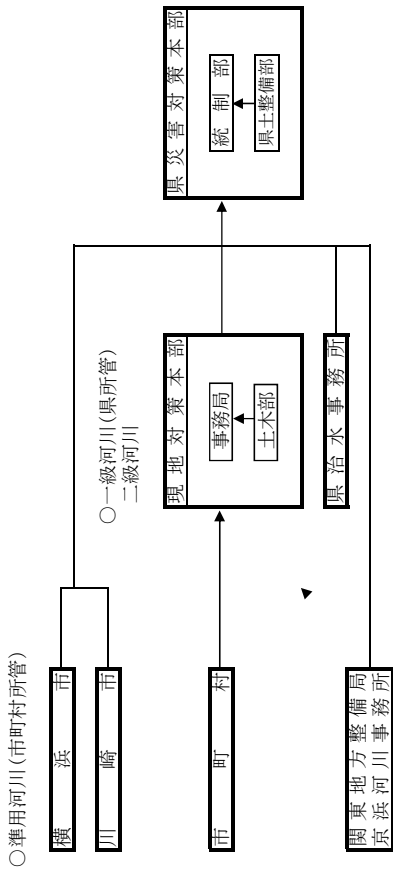
(3) 病院被害



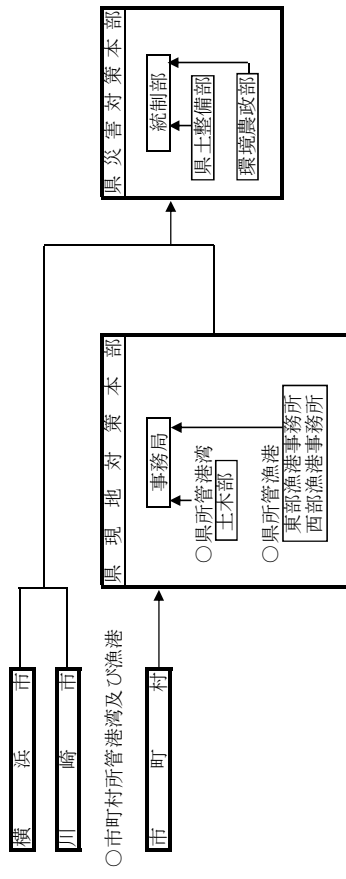
(4) 道路、橋りょう被害



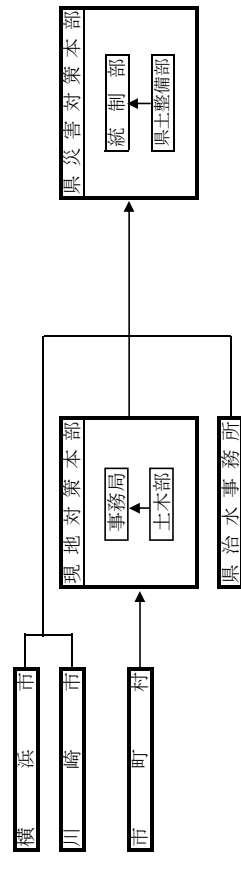
(5) 河川被害



(6) 港湾・漁港被害

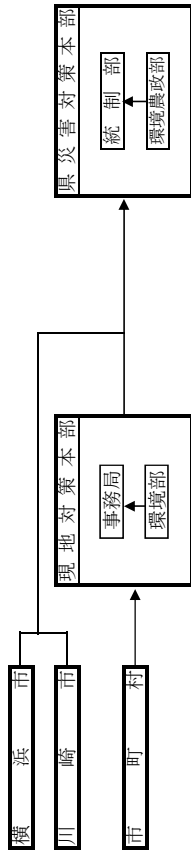


(7) 砂防、がけ崩れ被害

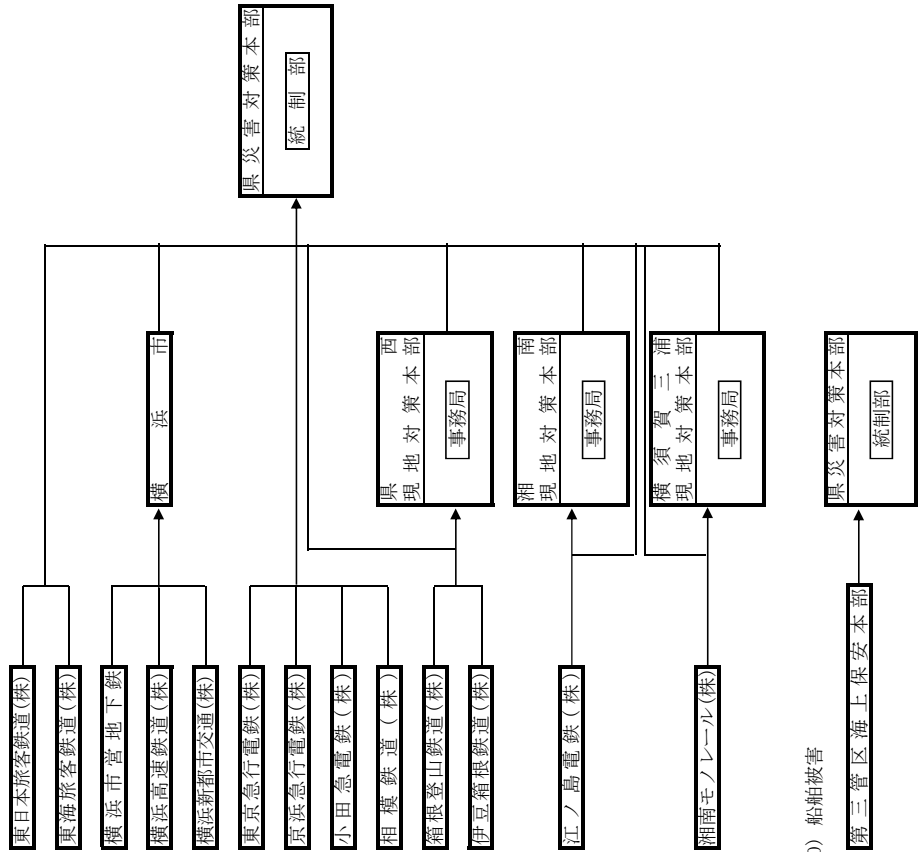




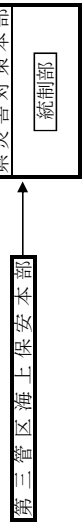
(8) 清掃被害



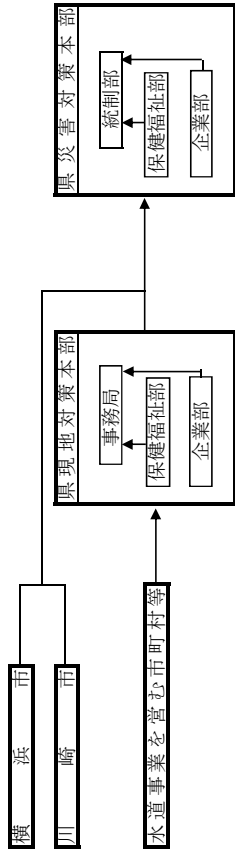
(9) 鉄道施設被害



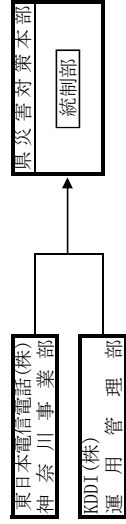
(10) 船舶被害



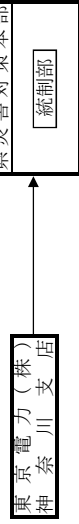
(11) 水道施設被害



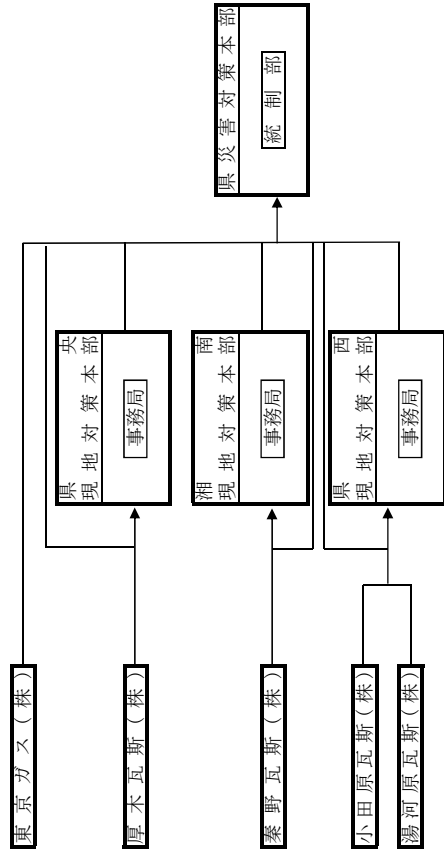
(12) 電話施設被害



(13) 電力施設被害



(14) ガス被害



2 報告の種類

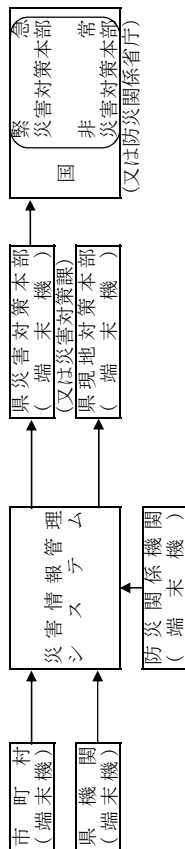
報告の種類及び様式は次のとおりとする。

- (1) 災害発生報告
- (2) 被害中間報告
- (3) 確定報告
- (4) 避難状況・救護所開設状況報告

以上の報告は別表に基づき行う。

3 災害情報管理システムによる被害情報の収集・報告

災害情報管理システムを利用した被害状況等の収集・報告系統は、次のとおりである。



別表

被害区分	報告種類	(報告内容)	報告主体	※報告系統
人的、建物被害等			市町村	(1)
文教施設			市町村 市町村を除く学校管理者	(1) (2)
病院			市町村	(1)
			市町村を除く病院管理者	(3)
道路、橋りょう			市町村	(1)
			市町村を除く道路管理者	(4)
河川			市町村	(1)
	災害発生・被害中間	(様式1, 2)	市町村を除く河川管理者	(5)
港湾、漁港			市町村	(1)
			市町村を除く港湾管理者	(6)
砂防、がけ崩れ	確定	(様式3)	市町村	(1)
清掃施設			市町村	(1)
鉄道施設			事業者	(9)
船舶			第三管区海上保安本部	(10)
水道施設			市町村	(1)
電話施設			事業者	(12)
電力施設			東京電力株式会社 東京電力瀬川支店	(13)
ガス施設			事業者	(14)
避難勧告 救護所開設状況	速報・中間 確定	様式4 様式3	市町村	(1)

(注) ※印は、前記2の被害区分別報告系統を示す。

人的・建物被害等  
〔災害発生〕  
報告  
〔被害中間〕

報告の時刻	日	時	分	現在	時刻	時刻	時刻	時刻
発信機関					受信機関			
発信者名					受信者名			
内 容								
発生	日時	日	時	分				
人的被害	場所							
負傷者	原因							
	死者	人						
	行方不明	人						
	重傷	人						
	軽傷	人						
建物被害	全壊	棟 世帯 人						
	半壊	棟 世帯 人						
	一部損壊	棟 世帯 人						
	公共建物	棟 ( )						
火災発生	り災世帯数	世帯						
	り災者数	人						
	建物	棟						
	危険物	件						
	その他	件						
その他参考事項								

公共施設等被害  
〔災害発生〕  
報告  
〔被害中間〕

報告の時刻	日	時	分	現在	時刻	時刻	時刻
発信機関					受信機関		
発信者名					受信者名		
内 容							
被害区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文教施設</li> <li>・病院</li> <li>・道路</li> <li>・橋りょう</li> <li>・河川</li> <li>・港湾・漁港</li> <li>・砂防</li> <li>・がけ崩れ</li> <li>・清掃施設</li> <li>・鉄道施設</li> <li>・船舶</li> <li>・水道施設</li> <li>・電話施設</li> <li>・電力施設</li> <li>・ガス施設</li> <li>・その他 ( )</li> </ul>						
発生	日時	日	時	分			
	場所						
	原因						
	被害区域						
	区間						
	管理者	( 氏 )					
	被害程度 (概要)						
	応急対策の状況						
	復旧見込						
	その他参考事項						

様式3

確定報告

市町村	年月日		区分	被害
災害名	田	流出・埋没	ha	被害
確定年月日	畑	流出・埋没	箇所	
報告者名	文教施設	箇所		
区分	病院	箇所		
人的被害	死者	箇所		
	行方不明者	箇所		
	重傷者	箇所		
	軽傷者	箇所		
住家被害	全壊	箇所		
	半壊	箇所		
	一部破損	箇所		
	床上浸水	箇所		
非住家	床上浸水	箇所		
	床上浸水	箇所		
	公共建物	箇所		
	その他	箇所		
その他の				
り				
り				
火災発生				
建物				
危険物				
その他				

区分	被害	市町村	対策		名称	日時
			本	部		
公立文庫施設	千円	設置				
農林水産業施設	千円	設置				
公共土木施設	千円	解散				
その他公共施設	千円					
小計	千円					
公共施設被害市町村	団体					
農産被害	千円					
林産被害	千円					
畜産被害	千円					
水産被害	千円					
商工被害	千円					
その他	千円					
被害総額	千円					
消防職員出動延人数	人					
消防団員出動延人数	人					
備	<p>1 災害発生場所</p> <p>2 災害発生年月日</p> <p>3 災害の種類概況</p> <p>4 消防機関の活動状況</p> <p>5 その他（避難勧告・指示の状況）</p>					
考						

避難状況・救護所開設状況  
[速報 報告  
中間]

報告の時刻	日	時	分	現在	受信時刻	受信者名	内容					時	分
							避難先	地区名	避難の種類及び日時	世帯数	人数		
発信者名	無				受信者名								
発信者名					発信時刻								
発信者名					発信時刻								
避難先					避難の種類及び日時								
地区名					(勧告、指示、自主、解除) 日時		世帯	人	屋内 屋外の別				
避難の種類及び日時					(勧告、指示、自主、解除) 日時				屋内 屋外の別				
世帯数					(勧告、指示、自主、解除) 日時				屋内 屋外の別				
人数					(勧告、指示、自主、解除) 日時				屋内 屋外の別				
屋内 屋外の別					(勧告、指示、自主、解除) 日時				屋内 屋外の別				
今後の見通し					(勧告、指示、自主、解除) 日時				屋内 屋外の別				
救護所開設状況					収容人数								
					重傷								
					軽傷								
					実								
					施								
					機								
					関								

神奈川県職員の配備体制別配備人員一覧表

令和5年9月1日

体制	人員(名)	災害対策本部
警戒体制	77	未設置
第1次応急体制	539	未設置
第2次応急体制	1,987	未設置
第1次本部体制	3,552	設置
第2次本部体制	8,466	設置

気象庁震度階級関連解説表(抜粋)

資料 4-1-6)  
(横浜地方気象台)

平成21年3月31日改定

使用にあたっての留意事項

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地震や低層建築物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地震や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建築物の上階階では一般に地震より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を見直し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって震度と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずかに	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどより少し少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度を表現できかねる場合に使用。
が(も)いる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さほど多くない	上記の「多くない」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くない」が使われている場合に使用。
さほど少ない	さほど多くないの逆。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度の相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	-	-
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	-	-
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	-
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいます。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てることがある。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車や運転士が、揺れに気付くことがある。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につきまわりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある。不安定なものは倒れることがある。	電線が揺れるのかわかる。運転士が至ることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないうつろい、歩いたり走ったり、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本、洗面台などが落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないプロック扉が閉れることがある。運転士が十分な自動ブレーキが作動しない可能性がある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はしゃぎ回り、倒れるものもある。揺れに慣れたら、動くこともできる。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないプロック扉のほとんどが倒れる。
7	立っていることができず、倒れるものもある。揺れに慣れたら、動くこともできる。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらにも多くなる。補強されているプロック扉も破損するものがある。

くらし安全防災局における警戒体制・応急体制及び気象情報等受伝達体制要領

くらし安全防災局(総合防災センター、温泉地学研究所を除く。)なお、総合防災センターの配備体制については別に定める。)における気象情報等の受伝達体制のほか、地震、台風等により災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるとき、災害対策活動を円滑に行うための警戒体制・応急体制について必要な事項を定める。

1 気象情報等

防災行政通信網一斉指令又は NTFAX により関係機関に伝達する気象情報等は、次のとおりとする。

(1) 気象台情報

横浜地方気象台からくらし安全防災局に伝達される次の情報

- ア 気象、地象、水象に関する注意報、警報等
- イ 県内最大震度3以上の地震情報
- ウ 津波予報区「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に係る津波注意報、警報等の津波情報
- エ 箱根山、富士山、伊豆東部火山群、伊豆大島、新島、神津島、三宅島に関する火山情報

(2) 震度情報

震度情報ネットワークシステムにより計測した県内最大震度3以上の地震震度情報

(3) 南海トラフ地震臨時情報等

気象庁から発表される「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」

2 情報受伝達

(1) 勤務時間内

勤務時間内における1に掲げる気象情報等の受伝達は、昼休みの時間帯を含め、次の6個班で組織する情報受伝達班が1週間交替で担当する。

- (A班) 危機管理防災課 計画グループ
- (B班) 危機管理防災課 応急対策グループ
- (C班) 危機管理防災課 訓練指導グループ
- (D班) 危機管理防災課 調整グループ
- (E班) 総務室
- (F班) 消防保安課

## (2) 勤務時間外・休日等

勤務時間外・休日等における1に掲げる気象情報等の受伝達は、当直主任及び当直員又は防災情報業務員が、別表「気象情報の一斉指令に関する取扱い」により行う。

## 3 情報受伝達班の業務

### (1) 気象情報等の受伝達等

横浜地方気象台等から受信した気象情報等は以下の手順により関係機関へ伝達する。

ア 防災行政通信網一斉指令台を操作し、県機関・市町村等関係機関へFAX及び音声により伝達する。

イ NTTFAXにより、本庁関係室課や関係機関へ伝達する。

ウ 津波情報及び南海トラフ地震に関連する情報については、指令情報室設置のNTTFAXにより石油コンビナート特定事業所等についてもFAX一斉通報を行い、石油コンビナート等防災相互無線により音声連絡する。

エ 気象情報等の記録用紙は別紙様式の「気象情報等送信記録簿」に扶んで保管しておき、引継時に危機管理防災課応急対策グループに引き渡す。

### (2) 警戒体制時の情報受伝達

勤務時間内において、5に掲げる警戒体制を設置する事態が発生したときは、気象情報等の第1報の受伝達は情報受伝達班が行い、第2報以降は危機管理防災課応急対策グループが対応する。

### (3) 気象情報等送信記録簿の取扱い

情報受伝達班、当直員及び警戒体制当番班の間で、気象情報等の発表状況（鳴動せずにFAXだけが届く気象情報等もある）を相互に確認し、引継を確実にを行うため、「気象情報等送信記録簿」に受信した気象情報等の種類ごとに月日、発表時刻及び情報の種類を記入のうえ、取扱者が署名する。

## 4 警戒体制・応急体制の組織

(1) 警戒体制は15個班編成とし、勤務時間外・休日に災害等が発生したとき及び、勤務時間内に災害が発生し、その対応が勤務時間内で終息せず引き続き勤務時間外に対応する必要がある場合に対応するものとする。

(2) 第1次応急体制における配備は、前項の警戒体制で配備する1個班及び応援2個班により編成する。応援2個班については、別途事前に指定する。第2次応急体制における配備は、くらし安全防災全局員配備とする。

## 5 警戒体制・応急体制の設置

### (1) 警戒体制による配備体制

当番班の職員は、次に掲げる事態が発生したとき、災害応急対策活動を行う。この場合は登庁した待機幹部職員が総指揮をとる。

なお、待機幹部職員は、台風や大雪対応等、1個班による対応では困難と判断した場合、応援2個班のうち一方の班を、応援1個班として参集することができ。

ア 大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪又は高潮の気象情報の発表

イ 「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に津波注意報の発表

ウ 箱根山、富士山に関する火口周辺警報の発表

エ 伊豆東部火山群、伊豆大島、新島、神津島、三宅島に関する噴火警報の発表

オ モニタリングポストにおいて毎時1マイクロシーベルト以上の放射線量を検出したとき

カ その他くらし安全防災局長が必要と認めるとき。なお、勤務時間外・休日等においては待機幹部職員が必要と認めるとき（石油コンビナート事故、高圧ガス事故、火災類事故、油流出事故等）

※ 県内の家さんに鳥インフルエンザが発生した（簡易検査結果が陽性）場合、警戒体制と同レベルの「危機管理体制」となる。その際の対応は、「安全防災局における県内家さんに鳥インフルエンザが発生した際の危機管理体制要領」とおり

### (2) 第1次応急体制による配備体制

当番班および応援2個班は、次に掲げる事態が発生したとき、災害応急対策活動を行う。この場合は登庁した幹部職員のうち上位職の幹部職員が総指揮をとる。

ア 県内最大震度5弱の地震の観測

イ 大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪又は高潮の気象特別警報の発表

ウ 「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に津波警報の発表

エ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

オ その他くらし安全防災局長が必要と認めるとき（大規模な被害発生が見込まれる風水害、石油コンビナート事故、高圧ガス事故、火災類事故、油流出事故等）

### (3) 第2次応急体制による配備体制

くらし安全防災全局職員は、次に掲げる事態が発生したとき、災害応急対策活動を行う。この場合はくらし安全防災局長が総指揮をとる。

- ア 県内最大震度5強の地震の観測
- イ 原子力事業者から特定事象発生のお知らせを受けたとき
- ウ 箱根山、富士山に関する噴火警報の発表
- エ その他くらし安全防災局長が必要と認めるとき（大規模な被害発生が見込まれる風水害、石油コンビナート事故、高圧ガス事故、火災類事故、油流出事故等）
- (2) 市町村等関係機関との連絡調整
- (3) 市町村からの応援要請に対する災害応急対策
- (4) 被害状況等の取りまとめ、くらし安全防災局幹部職員及び関係機関への報告
- (5) 報道機関からの照会に対する対応

## 10 当番班の交替

当番班は、原則として8時30分及び17時15分をもって交替する。ただし、当番班交替基準時間直前の警報発表等の参集指示については別途定める。

## 11 勤務時間外・休日等における連絡方法

- (1) 警戒体制による配備の場合
  - 勤務時間外・休日等において、5(1)に掲げる事態が発生した場合には、当直主任及び当直員は直ちに携帯電話への電子メール送信等により当番班員等に連絡するとともに、待機幹部職員に電話で連絡する。
  - なお、20分以内に電子メール送信等による伝達の確認ができないときは、当直主任及び当直員は当番班員等に電話で連絡する。
- (2) 第1次応急体制による配備の場合
  - 勤務時間外・休日等において、5(2)に掲げる事態が発生した場合には、当直主任及び当直員は直ちに電子メール送信等により当番班員及び応援班員等に連絡するとともに、待機幹部職員に電話で連絡する。
  - なお、20分以内に電子メール送信等による伝達の確認ができないときは、当直主任及び当直員は当番班員等に電話で連絡する。
- (3) 第2次応急体制による配備の場合
  - 勤務時間外・休日等において、5(3)に掲げる事態が生じた場合には、当直主任及び当直員は直ちに電子メール送信等により全職員に連絡するとともに、危機管理防災課長に電話連絡する。
  - なお、20分以内に電子メール送信等による伝達の確認ができないときは、当直主任及び当直員は当番班員等に電話で連絡する。

## 12 職員の緊急参集

- (1) 警戒体制による配備の場合
  - 当番班員は、5(1)に掲げる事態が発生し、電子メール送信等により緊急参集の連絡を受けたときは、緊急参集が可能である旨を連絡のうえ、参集する。

## 6 警戒体制・応急体制時における当番班以外の対応

- (1) 勤務時間内
  - 勤務時間内に危機管理防災課応急対策グループによる事前配備を実施するときは、関係所属の職員も必要に応じて危機管理防災課応急対策グループを補佐する。
- (2) 勤務時間外
  - 勤務時間外にコンビナート事故、高圧ガス事故及び火災類事故が発生し、当番班による警戒体制を設置したとき、事故現場への出動、緊急措置命令等を実施する必要がある場合は、工業保安担当課長の指示により、消防保安課の関係職員が参集する。

## 7 警戒体制・応急体制の廃止

災害の発生するおそれ、又は拡大するおそれが解消し、災害応急対策活動がおおむね完了したと認めるときは配備体制を廃止する。

廃止の決定は、警戒体制時は登庁した待機幹部職員が行い、第1次応急体制による配備体制時は登庁した幹部職員が行い、第2次応急体制による配備体制時はくらし安全防災局長が行う。

## 8 警戒体制に至らない災害等の応急対策活動

勤務時間内において、警戒体制に至らない災害等が発生したときの情報収集等の応急対策活動は、自然災害の場合は危機管理防災課応急対策グループが行い、それ以外の事故等の場合は危機管理防災課調整グループ、計画グループが行う。また、必要に応じて、関係する所屬と連携し、応急対策活動を行うものとする。

## 9 警戒体制・応急体制時等の主な災害応急対策活動

- 警戒体制・応急体制時等において、職員は、次の災害応急対策活動に従事する。
  - (1) 被害情報等の収集、伝達



なお、被災等により緊急参集ができない場合は、その旨を連絡する。

#### (2) 第1次応急体制による配備の場合

当番班員及び応援班員は、5(2)に掲げる事態が発生し、電子メール送信等により緊急参集の連絡を受けたときは、緊急参集が可能である旨を連絡のうえ、参集する。

なお、被災等により緊急参集ができない場合は、その旨を連絡する。

#### (3) 第2次応急体制による配備の場合

職員は、5(3)に掲げる事態が発生し、電子メール送信等により緊急参集の連絡を受けたときは、緊急参集が可能である旨を連絡のうえ参集する。  
なお、被災等により緊急参集ができない場合は、その旨を連絡する。

### 13 職員の自発的参集

職員は、気象情報の発表が予測されるとき、又は地震を覚知したときは、携帯電話メールによる確認及びテレビ・ラジオの聴取・情報の確認に努めるとともに、5に掲げる事態の情報に接したときは、当直者からの参集連絡の有無にかかわらず、直ちに登庁する。

### 14 配備体制の拡大

災害の規模が大きく、当該当番班だけでは対応が困難な場合には、当直主任は、登庁した幹部職員と協議のうえ、第1次応急体制をもって対処することができる。

なお、第1次応急体制をもっても対処したい場合には、登庁した幹部職員がくらし安全防災局長と協議のうえ第2次応急体制とすることができる。

### 15 その他

(1) くらし安全防災局職員は、災害対策活動に備え、各種機器の操作について習熟を図ること。

(2) 当番班以外の職員が事故発生等により緊急登庁したときなど、配備にあたり特定の職員の負担が大きくなる場合には、負担軽減に配慮するものとする。

(3) 携帯電話メールの取扱いについては、別に定める「携帯電話への災害事象、参集情報のメール送信等操作マニュアル」による。

(4) 現在の情報伝達班、当番班について、全職員がわかるよう執務室内に明示しておく。

#### 附 則

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

2 「安全防災局における事前配備体制及び気象情報等受伝達体制要領」については、廃止する。

#### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成28年4月29日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和元年5月22日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。

## 神奈川県災害対策本部条例

〔 昭和37年10月5日  
 条例 第 41号 〕

附 則

この要領は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

神奈川県災害対策本部条例をここに公布する。

### 神奈川県災害対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第8項の規定に基づき、神奈川県災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部長等)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部長(以下「本部長」という。)その他の職員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部長以外の職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部長をもつて充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策副本部長、現地災害対策本部長以外の職員を置き、副本部長、本部長その他の職員のうちから、本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(本部長への委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年7月12日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年8月3日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県災害対策本部要綱

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この要綱は、神奈川県災害対策本部条例（昭和37年神奈川県条例第41号）第5条の規定に基づき、神奈川県災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営についての必要な事項を定めるとともに、本部の設置に至らない場合の現地対策本部の組織及び運営についての必要な事項を定めるものとする。

第2章 本 部

(本部の設置及び廃止)

第2条 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、円滑な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき神奈川県地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の定めるところにより、本部を設置する。

2 知事は、災害の拡大するおそれが解消し、災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは本部を廃止する。  
(組織及び分担業務)

第3条 本部の組織及び分担業務は、別表第1のとおりとする。

(副本部長)

第4条 神奈川県災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事をもって充てる。

(知事の任命する本部員)

第5条 法第23条第3項に規定する神奈川県災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 会計管理者
- (2) 公営企業管理者
- (3) 議会局長
- (4) 教育委員会教育長
- (5) 人事委員会事務局長
- (6) 監査事務局長
- (7) 労働委員会事務局長
- (8) 警察本部長

(9) 神奈川県職員職の設置等に関する規則（昭和33年神奈川県規則第53号。

以下「規則」という。）第2条に規定する理事

(10) 規則第3条第1項に規定する局長及び会計局長

(11) 規則第5条第1項に規定する地域県政総合センター所長

(統制部)

第6条 統制部は、災害対策本部各部の緊急・応急対策の実施に関する指導・調整及び警察、自衛隊、市町村、関係機関等との連絡調整を行う。

2 統制部に部長、副本部長、部付、班長、班付及び班員を置く。

3 統制部長は、くらし安全防災局長をもって充て、上司の命を受けて部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 副本部長は、くらし安全防災局副本部長をもって充て、統制部各班の総括を行うとともに、統制部長を補佐し、統制部長に事故があるときはその職務を代理する。

5 部付は、別表第1の統制部の表の統制部長等の欄に掲げる職員をもって充て、統制部長を補佐する。

6 班長は、別表第1の統制部の表の班長等の欄に掲げる職員をもって充て、上司の命を受けて班の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

7 班付は、別表第1の統制部の表の班長等の欄に掲げる職員をもって充て、班長を補佐する。

8 班員は、くらし安全防災局の職員又は別表第1の班長及び班付に掲げる職にある者が所管する室課の職員をもって充て、上司の命を受け、所掌業務に従事する。

(部長等)

第7条 統制部を除く部に部長及び副本部長を、班に班長及び班員を置く。

2 統制部を除く部に部付を、班に班付を必要に応じて置くことができる。

3 部長、副本部長及び班長は、別表第1の部長、副本部長及び班長等の欄に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、副本長については、班長等の欄に掲げる職にある者が兼ねることができるとする。

4 班員は、別表第1の班長及び班付に掲げる職にある者が所管する室課の職員をもって充てる。

5 部長は、上司の命を受けて部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 副本部長は、部長を補佐し、部長に事故ある場合はその職務を代理する。

7 部付は、部長を補佐する。

8 班長は、上司の命を受けて班の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

9 班付は、班長を補佐する。

10 班員は、上司の命を受け、所掌業務に従事する。

11 出先機関に関する職及び職務は、部長が定める。ただし、地域県政総合セン

体制を必要と認める事態を承知したときは、配備編成計画に基づき必要な職員を配備につかせるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、部長等は、災害の状況等により必要と認めるときは、配備人員を増減するものとする。

4 部長等は、災害の状況等により所属職員の配備をもっては十分な災害応急対策活動を実施できないと認めるときは、本部長に対し応援を求めることができる。

(緊急参集等)

第15条 職員は、勤務時間外、休日等について、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを承知したときは、配備編成計画に基づき、直ちに自己所属又はあらかじめ指定された機関に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、災害の状況により所属又はあらかじめ指定された場所に参加できなるときは、次の各号に掲げる県の機関に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を応援するものとする。

(1) 自己の業務に関連する最寄りの県の機関

(2) 県庁又は各地域県政総合センター

(3) 総合防災センター

(緊急参集時の指揮の代行)

第16条 勤務時間外、休日等における別表第2に定める配備体制下においてこの要綱又は配備編成計画により災害応急対策活動の指揮をとる者としてあらかじめ定められた職員が参集するまでの間は、緊急参集者のうち上席の者がその職務を代行する。

### 第3章 現地災害対策本部

(現地災害対策本部の設置及び廃止等)

第17条 本部長は、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、地域における災害応急対策を円滑に実施するため必要と認めるときは、法第23条第5項の規定に基づき地域防災計画の定めるところにより、別表第3に掲げる現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

2 本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、現地本部を廃止する。

(現地災害対策本部の組織等)

第18条 現地本部の組織及び構成機関は、別表第4のとおりとする。

(現地災害対策本部長等)

ターについては第5条第11号に規定する本部員が、総合防災センターについては総合防災センター所長が定める。

(本部会議)

第8条 神奈川県災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策上の重要な指示又は総合調整を行うため、必要に応じて災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を招集する。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部長は、必要がある場合は、本部会議に防災関係機関の職員の出席を求めることができる。

4 本部員は、必要に応じて副本部員を指名することができる。

(副本部員)

第9条 副本部員は、本部員を補助するものとする。

(本部連絡員)

第10条 本部に本部連絡員を若干名置き、部長が所属職員のうちから指定する。

2 本部連絡員は、所属部と統制部との連絡にあたり、所属部に係る統制部の業務を補助する。

3 統制部長は、必要に応じて本部連絡員会議を開催することができる。

4 ぐらし安全防災局長は、本部設置前においても、必要に応じ本部連絡員を召集することができる。

(自衛隊連絡担当官)

第11条 本部長は、本部を設置し必要と認めるときは、自衛隊の連絡担当官の派遣を要請するものとする。

(配備体制等)

第12条 災害状況等に応じ機能的に対処するための配備体制は、別表第2のとおりとする。

(配備編成計画)

第13条 各部長及び第5条第11号に規定する本部員（以下「部長等」という。）は、災害応急対策活動を円滑に行うため、別表第2の体制ごとに所属する職員の配備編成計画をあらかじめ整備するものとする。ただし、関係部長等は、一定の職員を総合防災センター等に配備するものとする。

2 配備編成計画は、勤務時間外、休日等に発生した災害においても所属する職員が迅速に対応できるように職員の居住地等を考慮して整備するものとする。

(配備体制の決定)

第14条 本部長は、本部が設置されたときは、職員の配備体制を決定し、その旨

部長等に通知するものとする。

2 部長等は、前項の規定による通知を受けたとき又は別表第2に定める配備

- 第19条 現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）は地域県政総合センター所長を、現地災害対策副本部長（以下「現地副本部長」という。）は地域県政総合センター副所長をもって充てる。
- 2 本部長は、必要に応じてその権限の一部を現地本部長に委任することができる。
- 3 現地本部に現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）及び事務局長を、また、現地本部の各部に部長（以下この章において「部長」という。）及び部員を置く。
- 4 現地本部長及び部長は別表第4の構成機関等の名称の欄に掲げる地域県政総合センターの部長及び地域県政総合センター以外の構成機関の長（以下「構成機関等の長」という。）を、事務局長は地域県政総合センター総務部長又は現地本部長が指名する地域県政総合センター部長を、部員は構成機関の職員をもって充てる。ただし、2以上の現地本部が設置され、構成機関等の長が2以上の現地本部長及び部長を兼ねる場合は、構成機関等の長は、あらかじめ指定する職員にその職務を代行させることができる。
- 5 現地副本部長は、現地本部長を補佐し、現地本部長に事故ある場合はその職務を代理する。
- 6 部長は、現地本部長及び現地副本部長を補佐し、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 7 現地本部長及び現地副本部長に事故があるときは、現地本部長のうちから現地副本部長があらかじめ指名する者が、現地本部長の職務を代理する。
- （業務）
- 第20条 現地本部は、次の各号に掲げる災害応急対策活動を遂行する。
- (1) 所管区域内の被害状況、災害応急対策実施状況等の把握及び本部への報告に関すること。
- (2) 広域防災活動拠点及び広域防災活動備蓄拠点の運営に関すること。
- (3) 所管区域内における応援部隊活動拠点及び物資受入拠点に係る市町村等との調整に関すること。
- (4) 所管区域内の市町村の支援ニーズの把握及び本部への報告に関すること。
- (5) 現地本部の各部が行う災害応急対策の連携及び協力に関すること。
- (6) 所管区域内の市町村及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- (7) 所管区域外からの災害応急支援要請に係る調整に関すること。
- (8) その他必要な災害応急対策に関すること。
- 2 現地本部の部及び事務局長は、部長及び現地本部の事務局長がそれぞれ定める。

- （現地災害対策本部会議）
- 第21条 現地本部長は、災害対策上の必要な連絡調整を行うため、必要に応じて現地災害対策本部会議を開催することができる。
- 2 現地災害対策本部会議は、現地本部長、現地副本部長及び現地本部長をもって構成する。ただし、現地災害対策本部会議への出席は、現地本部長及び各現地本部長が指定する者とすることができる。
- 3 現地本部長は、必要と認めるときは、現地災害対策本部会議に関係機関、市町村及び防災関係機関の職員並びに応援部隊の要員等の出席を求めることができる。
- （現地災害対策本部連絡員）
- 第22条 現地本部に現地災害対策本部連絡員を若干名置き、部長が所属職員のうちから指定する。
- 2 現地災害対策本部連絡員は、所屬部と現地本部事務局との連絡にあたるとともに所屬部に係る現地本部事務局の業務を補助する。
- 3 現地本部事務局長は、必要に応じて現地災害対策本部連絡員会議を開催することができる。
- 4 地域県政総合センター総務部長又は地域県政総合センター所長が指名する地域県政総合センター部長は、現地本部設置前においても、必要に応じて現地災害対策本部連絡員を招集することができる。
- （第17条に定める以外の現地災害対策本部）
- 第23条 本部長は、災害の対策上必要と認められるときは、第17条第1項の規定にかかわらず、別表第3に掲げる現地災害対策本部以外の現地災害対策本部を設置することができる。設置及び運営に関し、必要な事項は別に定める。
- 第4章 対策本部等
- （対策本部等の設置及び廃止等）
- 第24条 知事は、本部の設置に至らない大規模な災害の対策上必要と認めるときは、地域防災計画の定めるところにより、神奈川県事故対策本部、神奈川県警戒本部又は神奈川県対策本部（以下「対策本部等」という。）を設置することができる。
- 2 知事は、本部を設置したとき、または、災害の拡大のおそれ解消し、災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、対策本部等を廃止するものとする。
- （対策本部等の組織）
- 第25条 対策本部等は、くらし安全防災局防災部及び本部を構成する組織のうち当該災害に関連するものとして知事が指定する所屬をもって構成する。

(対策本部長等)

第26条 神奈川県事故対策本部及び神奈川県対策本部の本部長はくらし安全防災局防災部長を、神奈川県事故対策本部及び神奈川県対策本部の副本部長はくらし安全防災局防災部危機管理防災課長をもって充てる。

2 神奈川県警戒本部の本部長はくらし安全防災局長を、神奈川県警戒本部の副本部長はくらし安全防災局防災部危機管理防災課長をもって充てる。

3 対策本部等の副本部長は、対策本部等の本部長を補佐し、対策本部等の本部長に事故ある場合はその職務を代理する。

4 対策本部等に本部長を置くものとし、対策本部等を構成する所属長又は担当課長をもって充てる。  
(対策本部等の業務)

第27条 対策本部等は、次の各号に掲げる災害応急対策活動を遂行する。

- (1) 対策本部等を構成する所属が所管する事故対策の実施に関すること。
- (2) 被害状況及び事故対策実施状況等の収集、取りまとめ及び報告並びにその他の災害情報の収集等に関すること。
- (3) 県機関及び関係機関等に対する事故対策の連絡調整に関すること。
- (4) その他必要な事故対策に関すること。

(対策本部会議等)

第28条 対策本部等の本部長は、災害対策上の必要な連絡調整を行うため、必要に応じて事故対策本部会議、警戒本部会議又は対策本部会議を開催することができる。

2 事故対策本部会議、警戒本部会議及び対策本部会議は、各本部の本部長、副本部長及び本部長をもって構成する。

3 対策本部等の本部長は、必要と認めるときは、第1項に規定する会議に関係機関、市町村及び防災関係機関の職員等の出席を求めることができる。

## 第5章 現地対策本部

(現地対策本部)

第29条 知事は、本部の設置に至らない局地的災害の対策上必要と認めるときは、神奈川県現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置することができる。

2 知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、現地対策本部を廃止するものとする。

3 現地対策本部の設置場所、所管区域は、現地災害対策本部の別表第3の規定を準用し、現地災害対策本部名は現地対策本部名、現地災害対策本部は現地対策本部と読み替えるものとする。

4 現地対策本部の組織及び構成機関は、現地災害対策本部の別表第4に準じるものとし、現地災害対策本部は現地対策本部と読み替えるものとする。

5 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策副本部長、現地対策本部長を、また、現地対策本部の各部に部長及び部員を、現地対策本部事務局に事務局長及び部員を置く。

6 第19条、第20条第1号から第6号まで、同条第8号及び第21条から第23条までの規定は、第1項の場合について準用する。この場合において、各条中現地災害対策本部は現地対策本部に、本部長は知事に、第17条第1項は第29条第3項に、読み替えるものとする。

7 現地対策本部設置時の当該地域における配備体制は、第1次本部体制を基準とし、状況により第2次本部体制に移行するものとする。

### 附 則

1 この要綱は、昭和58年6月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 神奈川県災害対策本部要綱（昭和37年10月5日施行）

(2) 神奈川県災害対策事務局等の組織及び運営に関する要綱（昭和37年10月5日施行）

(3) 神奈川県災害対策本部特設支部要綱（昭和46年4月1日施行）

### 附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成3年6月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成8年7月12日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成10年1月1日から施行する。  
附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。  
附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。  
附 則

この要綱は、平成15年11月1日から施行する。  
附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。  
附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。  
附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。  
附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。  
附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。  
附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。  
附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。  
附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。  
附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。  
附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。  
附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。  
附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。  
附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。  
附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。  
附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。  
附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。  
附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。  
附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。  
附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。  
附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。  
附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。  
附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。  
附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。  
附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。  
附 則

別表第1 (第3条関係)

災害対策本部及び災害対策本部統制部の組織及び分担業務

災害対策本部  
 本部長 知事  
 副本部長 副知事

災害対策本部統制部

(令和5年6月1日現在)

部	統制部長等	班	班長等	分担業務
部	部長 くらし安全防災局長 副本部長 くらし安全防災局長 副本部長兼総務室長 部付 参事監 (安全安心担当) 参事監 くらし安全部長 参事監 (危機管理担当) 防災部長 (資源配分調整等) 広報戦略担当局長 (統制部広報官) 知事政策秘書官 健康医療局技監 保健医療部部長 参事監(災害対策担当) 県土整備局道路部長 兼くらし安全防災局災害対策担当部長 兼くらし安全防災局災害対策担当部長 県土整備局河川下水道部長 兼くらし安全防災局災害対策担当部長	総務班	班長 管理担当課長 犯罪被害者支援担当課長	1 災害対策本部の設置・廃止に関する事務 2 災害対策本部・本部連絡員会議に関する開催通知の起草・発出、会議資料の取りまとめ・配布、会議出席者の把握 3 災害対策本部部長等の現地視察に関する調整 4 本部活動記録の作成資料の収集 5 統制部職員の出泊施設・給食の確保 6 災害対策本部会議の進行・運営 7 災害対策本部連絡員会議の進行・運営 8 業務継続計画の発動に関すること 9 災害対策本部統制部の活動に関する有線・無線機器等の設備管理等に関すること 10 統制部の会計処理に関する事務 11 総務班長が特に指示する事項
統制部		広報・報道班 相談班 市町村応援班	班長 くらし安全防災局企画調整担当課長 広報戦略担当課長 班付 知事室室長代理 (広報・報道担当) 班長 情報公開広聴課長 情報公開広聴課副課長 班長 危機管理防災課副課長 消防保安課副課長 くらし安全交通安全課副課長	1 災害時広報の実施方針案の策定 2 災害対策本部活動に関わる広報資料の作成・広報の実施、災害対策本部長記者会見の準備・実施 3 災害広報活動の実施に関すること 4 報道機関との連絡調整に関すること 5 取材依頼受付に関すること 6 広報・報道班長が特に指示する事項 1 災害対策に係る県民からの問合せ対応 2 相談班長が特に指示する事項 1 災害時広報の実施方針案の策定、調整準備・調達及び関係部・関係機関との連絡調整 2 緊急通行車両に関わる確認証明書の発行 3 被災者対策全般に係る調整 4 災害救助法、被災者生活再建支援法に関する事項 5 輸送手段の確保に関する関係機関との連絡調整 6 本部活動に必要な物資の調達・輸送手段の確保 7 応急対応職員派遣制度に関する調整 8 市町村応援班長が特に指示する事項

災害対策本部統制部

(令和5年6月1日現在)

部	統制部長等	班	班長等	分担業務
統制部		指令調整班 情報班 航空機運用調整班 秘書班 消費生活班	班長 危機管理防災課長 消防保安課長 工業保安担当課長 班長 応急対策担当課長 くらし安全交通課長 班長(兼務) 応急対策担当課長 消防保安課長 班長 知事室室長 秘書担当部長 班付 政策推進担当課長 政策調整担当課長 知事室副室長 知事室室長代理 (政策推進担当) 班長 消費生活課長 班付 消費生活課副課長	1 災害時広報の実施方針案の策定 2 関係機関が行う災害時広報の総合調整、必要な場合の統制 3 市町村及び防災関係機関が行う災害時広報の実施の推進、必要な場合の総合調整 4 消防応援活動調整本部の設置・運営 5 特別防災地域における災害時広報対策に関する連絡・調整及び実施の推進 6 石油コンビナート等防災本部の運営 7 災害時広報対策に関する国との調整 8 指令調整班長が特に指示する事項 1 防災関係機関等からの各種情報の収集・分析・整理及び提供 2 統制部内の情報共有に関すること 3 災害情報管理システム等の運用 4 災害時広報対策に関する国への報告 5 関係機関に対する気象予警報等必要事項の伝達 6 現地対策本部に対する災害対策本部会議決定事項の伝達及び災害時広報対策に関する連絡調整 7 情報班長が特に指示する事項 1 関係機関の航空機に係る情報の収集 2 関係機関の航空機の運用の調整 3 航空機運用調整班長が特に指示する事項 1 本部長、副本部長の秘書に関すること 2 視察見舞等のための主要来県者の接遇に関すること 3 秘書班長が特に指示する事項 1 消費生活情報の提供に関すること 2 消費物価の調査に関すること 3 消費生活班長が特に指示する事項



災害対策本部統制部

(令和5年6月1日現在)

部	統制部長等	班	班長等	分担業務
統制部		総合防災センター (災害活動中央基地)	総合防災センター所長が別に定める	1 災害応急対策に関わる備蓄資機材の提供等に関する事 2 協定物資・救援物資の受け入れに関する事 3 県内外からの広域応援部隊の受け入れ及び一時集結施設の提供に関する事
		温泉地学研究所		1 所管観測機器を用いた地震関連情報の収集・分析・整理 2 研究所観測結果の指令調整班への報告及び関係機関への提供 3 統制部長が特に指示する事項

災害対策本部総務部

(令和5年6月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
総務部	部長 副部長 総務局長 総務局副局長 兼総務室長 部付 デジタル行政担当局長 労働担当局長 参事監(働き方改革担当) デジタル戦略本部室長 組織人材部長 財政部長 財産経営部長	総務情報班	班長 管理担当課長 班付 行政管理課長 文書課長	1 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 2 部内関係施設の被害状況の取りまとめに関する事 3 出先機関との連絡調整に関する事
		人事班	班長 人事課長	1 職員の災害派遣等に関する事 2 災害派遣職員の身分の取扱いに関する事 3 職員の登庁・配置状況の把握に関する事 4 職員の服務に関する事
		職員班	班長 職員厚生課長	1 職員の健康管理に関する事 2 地方職員共済組合における災害貸付、災害給付制度への対応
		財政班	班長 財政課長	1 災害対策予算に関する事
		税務班	班長 班付 税制企画課長 税務指導課長	1 税の減免措置等に関する事 2 税務相談に関する事
		情報システム班	班長 情報システム担当課長 班付 情報企画担当課長 デジタル戦略担当課長	1 災害時におけるコンピュータ及びネットワークの運営に関する事
		財産経営班	班長 財産経営課長	1 県有財産の応急対策及び被害調査に関する事 2 県有財産の有効活用に関する事
		庁舎管理班	班長 班付 庁舎管理課長 庁舎管理課副課長	1 庁舎の自衛警備及び安全措置に関する事 2 使用車の整備及び配車に関する事 3 庁舎及び電気通信施設等の緊急点検並びに整備に関する事 4 庁舎に係る飲料水の確保及び自家用発電用燃料の確認及び補充に関する事 5 本部活動の臨時電話の仮設及び電話交換に関する事 6 有線通信の使用規制に関する事

災害対策本部政策部

(令和5年6月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
政策部	部長 副部長 政策局長 政策局副局長兼総務室長 部付 理事(政策推進担当)のち、未来戦略統括官兼いのち、未来戦略本部室長 参事監(ヘルスケア・イノベーション担当) 参事監(科学技術イノベーション担当) 事業推進担当部長 未病産業担当部長 科学技術・ライフ/イノベーション担当部長 政策部長 自治振興部長 基地対策部長 企画調整担当課長	政策班	班長 管理担当課長 班付 連携調整担当課長 総合政策課長 土地水資源対策課長 政策法務課長 市町村課長 広域連携課長 地域政策課長	1 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 2 部内関係施設等の被害情報の取りまとめに関する事 3 公報発行事務・各部法律相談等に関する事 4 災害時市町村行政に関する事及び市町村派遣職員の要請、派遣先の取りまとめに関する事
		基地連絡班	班長 基地対策課長	1 米軍に対する救助活動等の応援協力要請及び連絡調整に関する事
		災害救援 ボランティア支援班	班長 NPO協働推進課長	1 災害救援ボランティア支援センター(かみながわ県民活動サポートセンター内)の設置及び運営に関する事

災害対策本部国際文化観光部

(令和5年6月1日現在)

部	部長 副部长	班	班長等	分担業務
国際文化観光部	部長 国際文化観光局長 兼拉致問題担当局長 副部长 国際文化観光局長兼総務室長 部付 グローバル戦略担当部長 観光振興担当部長	総務班	班長 管理担当課長 班付 企画調整担当課長 文化課長 マツガール担当課長	1 部内及び関係機関との連絡調整に関すること 2 部内関係施設等の被害情報の取りまとめに関すること
		国際情報班	班長 国際課長	1 外国籍県民に係る情報収集・提供、相談に関すること 2 海外の関係機関等との連絡窓口に関すること
		観光班	班長 観光課長 班付 観光戦略担当課長 観光プロモーション担当課長	1 観光施設の状況把握に関すること

災害対策本部環境農政部

(令和5年6月1日現在)

部	部長 副部长	班	班長等	分担業務
環境農政部	部長 環境農政局長 兼脱炭素戦略担当局長 副部长 環境農政局副局長 兼総務室長 部付 参事監(脱炭素戦略担当) 脱炭素戦略本部長	総務班	班長 管理担当課長 班付 企画調整担当課長	1 部内及び関係機関との連絡調整に関すること 2 部内関係施設等の被害情報の取りまとめに関すること
		環境班	班長 環境部長 班付 環境課長 資源循環推進課長	1 班内及び関係機関との連絡調整に関すること 2 環境モニタリング調査に関すること 3 有害物質流出による大気汚染、水質汚濁等の被害調査に関すること 4 廃棄物処理施設の被害情報収集及び災害廃棄物処理に関すること
		緑政班	班長 緑政部長 班付 自然環境保全課長 水源環境保全課長 森林再生課長	1 班内及び関係機関との連絡調整に関すること 2 国有緑地、県が管理する自然公園施設等に係る被害調査及び応急対策に関すること 3 木材等の調達に関すること 4 森林関係被害調査及び応急対策に関すること
		農水産班	班長 農水産部長 班付 農政課長 農業振興課長 農地課長 畜産課長 水産課長	1 班内及び関係機関との連絡調整に関すること 2 農業災害金融措置に関すること 3 病害虫異常発生予防に関すること 4 農作物の被害調査に関すること 5 農作物種苗及び生産資材の調達・あわせんに関すること 6 土地改良区との連絡に関すること 7 農地、農業用施設(用排水路等)の被害調査及び復旧指導に関すること 8 家畜飼料の調達・あわせんに関すること 9 家畜伝染病の予防防疫に関すること 10 家畜施設の被害調査及び応急対策に関すること 11 応急食糧の調達・あわせんに関すること 12 漁業施設等の被害調査及び応急対策に関すること 13 応急対策用漁船の調達に関すること 14 漁船等船舶に対する情報の受伝達に関すること 15 被災漁業者等に対する応急金融措置に関すること

災害対策本部スポーツ部

(令和5年6月1日現在)

部	部長 副部长	班	班長等	分担業務
スポーツ部	部長 スポーツ局長 副部长 総務室長	総務班	班長 管理担当課長	1 スポーツ部職員の前体制に関すること 2 部内及び関係機関との連絡調整に関すること 3 スポーツ部所管施設の被害情報の収集・報告に関すること 4 所管施設の被害状況調査及び応急対策に関すること 5 その他総務班長が特に指示する事項
		スポーツ施設班	班長 スポーツ課長	1 所管施設の被害状況調査及び応急対策に関すること 2 その他スポーツ施設班長が特に指示する事項

災害対策本部福祉子どもみらい部

(令和5年6月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
福祉子どもみらい部	部長 福祉子どもみらい局長 副部長 福祉子どもみらい局副局長 部付 共生担当局長 参事監 参事監 (子ども企画担当)	総務班 子どもみらい班	班長 総務室長 班付 管理担当課長 企画調整担当課長 経理担当課長 特定課題担当課長	1 福祉子どもみらい部職員の配備体制に関する こと 2 福祉子どもみらい部所管施設の被害情報 の収集・報告に関すること 3 統制部との連絡調整に関すること(災害対 策本部・本部連絡員会議に関わる資料の取り まとめ、広報資料の作成を含む) 4 健康医療部内及び関係機関との連絡調整 に関すること 5 福祉子どもみらい部職員の宿泊施設・給 食の確保に関すること 6 その他総務班長が特に指示する事項
	総務室長 共生推進本部室長 子どもみらい部長 福祉部長	福祉対策班	班長 福祉部長 班付 共生担当課長 人権男女共同参画担当課長 当事者目線障害福祉 担当課長 当事者目線障害福祉担当課長 地域福祉課長 高齢福祉課長 障害福祉課長 障害サービス課長 担当課長 担当課長 部長兼生活援護課長 生活困窮者対策担当課長	1 出先機関、関係機関等の被害状況調査及 び応急対策に関すること 2 在宅の要配慮者の被害状況等の把握に 関すること 3 要配慮者の緊急入所調整に関すること 4 介護職員等の派遣調整に関すること(DW AT派遣に関する含む。) 5 その他福祉対策班長が特に指示する事項

災害対策本部健康医療部

(令和5年6月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
健康医療部	部長 健康医療局長 兼未病担当局長 副部長 健康医療局副局長 部付 理事(医療危機対策担当) 総務室長 医療監理監(特定課題担当) 医療危機対策本部室長 感染症対策担当部長 保健医療部長 生活衛生部長	総務班 保健医療調整本 部班	班長 健康医療局長 班付 管理担当課長 医療危機対策調整担当課長 感染症対策建構担当課長 感染症対策企画担当課長 災害医療担当課長 医療提供情報担当課長 医療課長 健康増進課長 がん・疾病対策課長 精神保健医療担当課長 生活衛生課長 業務課長	1 健康医療部職員の配備体制に関する こと 2 健康医療部所管施設の被害情報の収集・ 報告に関すること 3 統制部との連絡調整に関すること(災害対 策本部・本部連絡員会議に関わる資料の取り まとめ、広報資料の作成を含む) 4 健康医療部内及び関係機関との連絡調 整に関すること(保健福祉事務所における活 動の総括を含む) 5 健康医療部職員の宿泊施設・給食の確保 に関すること 6 その他総務班長が特に指示する事項
		保健医療班	班長 保健医療部長 班付 県立病院課長 医療課長 地域医療対策担当課長 保健医療人材担当課長 医療保険課長 健康医療データ活用担当課長 健康増進課長 がん・疾病対策課長 精神保健医療担当課長	1 災害医療の実施方針案の策定 2 DMAT調整本部に関する こと 3 DPAT調整本部に関する こと 4 医療救護班の調整に関する こと 5 薬剤師派遣、医薬品その他衛生材料の調 達及び配分に関する こと 6 保健師チーム調整に関する こと 7 歯科医療、口腔ケアに関する こと 8 栄養支援に関する こと 9 こころのケアチームに関する こと 10 防疫に関する こと 11 環境衛生に関する こと 12 食品衛生に関する こと 13 DHEAT調整本部に関する こと 14 医療救護ボランティアに関する こと 15 感染拡大防止に関する こと 16 災害弔慰金の支給等に関する こと 17 義援金の受入に関する こと 18 その他保健医療調整本部班長が特に指 示する事項

災害対策本部健康医療部

(令和5年6月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
健康医療部		生活衛生班	班長 生活衛生部長 班付 生活衛生課長 業務課長	1 水道水の安全給水の確保に関する事 2 埋葬、火葬及び墓地に関する事 3 その他生活衛生班長が特に指示する事項

災害対策本部産業労働部

(令和5年6月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
産業労働部	部長 副部長 産業労働局副局長 産業労働局副局長 兼総務室長 部付 産業部長 中小企業部長 労働部長	産業労働班	班長 管理担当課長 班付 企画調整担当課長 経理担当課長 産業振興課長 企業誘致・国際ビジネス課長 雇用労働課長 産業人材課長	1 部内及び関係機関との連絡調整及び応急対策に関する事 2 工場、事業所その他部内関係施設等の被害情報の取りまとめに関する事
		商業流通班 金融班	班長 商業流通課長 班長 金融課長	1 生活必需品の調達に係る準備に関する事 1 中小企業に対する災害融資に関する事

災害対策本部県土整備部

(令和5年6月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
県土整備部	部長 副部長 県土整備局副局長 兼総務室長 部付 事業管理部長 都市部長 道路部長 河川下水道部長 建築住宅部長 収用委員会事務局長 大規模公園担当部長 国道調整担当部長 長兼海岸保全担当部長 住宅企画・建築安全担当部長	総務班	班長 管理担当課長 班付 企画調整担当課長 県土整備総務課長 建設業課長 環境共生都市課長	1 災害対策本部県土整備部の設置、維持に関する事 2 職員、緊急自動車の確保、災害対策事務の取りまとめに関する事 3 応急復旧対策に要する資機材の調達に関する事 4 公用負担に係る損失補償に関する事 5 広報に関する事
		指令班	班長 道路管理課長 班付 道路企画課長 道路整備課長 河港課長 防災なぎさ担当課長 砂防課長 土砂対策担当課長 下水道課長 都市整備課長 都市公園課長 建築指導課長 建築安全課長	1 災害対策本部県土整備部内の情報の管理、伝達に関する事 2 各土木事務所等からの施設の被害状況の情報収集に関する事 3 各土木事務所等への部対応の指示及び情報連絡業務に関する事 4 被害情報の整理確認分析に関する事 5 土木事務所間の連絡調整に関する事 6 水防活動に関する事 7 緊急避難場所(公園)の安全確保に関する事 8 被災宅地危険度判定に関する事 9 住宅金融支援機構の特別措置に関する事 10 震災建物応急危険度判定に関する事 11 建物被害状況の速報に関する事
		住宅対策班	班長 住宅計画課長 公共住宅課長	1 住宅対策の調整に関する事 2 県営住宅の被害調査及び応急復旧に関する事 3 県営住宅の緊急措置に関する事 4 市町村公営住宅及び公社住宅の被害状況調査に関する事 5 応急仮設住宅の企画設計及び建設に関する事 6 応急仮設住宅用資材等の調達・あわせんに関する事 7 公営住宅・公社住宅等を活用した一時提供住宅の供給に関する事 8 民間住宅の応急修理に関する事 9 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去に関する事
		営繕計画班	班長 営繕計画課長	1 県有施設の応急対策及び被害調査に関する事 2 民間住宅の応急修理の補助に関する事 3 県有電気施設の保全に関する事

災害対策本部県土整備部

(令和5年6月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
県土整備部		連絡班	班長 技術管理課長 班付 用地課長 都市計画課長 交通企画課長	1 県災害対策本部等の連絡調整に関すること 2 他行政機関等からの問い合わせ対応、連絡調整等に関すること

災害対策本部会計部

(令和5年6月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
会計部	部長 会計管理者 兼会計局長 副部長 会計局長 兼会計課長	会計班	班長 会計局副局長兼 会計課長	1 部内及び関係機関との連絡調整に関すること 2 部内関係施設等の被害情報の取りまとめに関すること 3 援助資金の出納に関すること 4 災害時における緊急支出に関すること
		会計指導班	班長 指導課長	1 指定金融機関等関係機関との連絡調整に関すること 2 会計管理システム等の被害情報の取りまとめに関すること
		会計調達班	班長 調達課長	1 災害対策用物品の調達、あつせんに関すること

災害対策本部企業部

(令和5年6月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
企業部	部長 企業庁長 副部長 企業局長 部付 企業局副局長 水道部長 利水電気部長 財務部長 公民・広域連携 担当部長	本部運営班	班長 総務室長	1 災害対策の総括に関すること 2 企業庁災害対策本部の運営の総括に関すること 3 企業庁災害対策本部の設置（企業庁無線、衛星携帯電話、FAX/M、本部設置の電話等の連絡手段、ラジオ、本部事務用品等）に関すること 4 地震、風水害等の情報収集及び状況把握に関すること 5 被害状況のとりまとめに関すること 6 配備人員のとりまとめ、調整に関すること 7 県災害対策本部への報告、連絡調整に関すること 8 職員の見守り、参加可能人員の確認に関すること 9 関係機関への水道施設被害等の報告に関すること 10 協定（覚書）締結機関との応援要請に係る連絡調整に関すること 11 日本水協等からの支援要請に係わる支援隊編成の調整に関すること 12 管工事業者の組合（本部）及び関連工業者等への協力依頼に関すること 13 その他、他班に属さないこと
		本部調整班	班長 企画調整担当課長 管理担当課長	1 知事等への報告、連絡調整に関すること 2 企業庁施設等の被害及び対策情報等の広報及び広報に係る連絡調整に関すること 3 配備要員の服務に関すること 4 被災職員の調査及び災害給付に関すること
		財務班	班長 財務課長	1 災害関係予算の確保、調整に関すること 2 非常用現金の準備に関すること 3 県議会との連絡に関すること
		調達班	班長 会計課長	1 災害関係予算の執行に関すること 2 災害対応業務の委託契約等の手続きに関すること 3 災害関係物資（燃料、食糧その他緊急的に配備が必要なもの）の調達に関すること 4 復旧用資機材の調達に関すること 5 非常用現金の管理に関すること
		財産管理班	班長 財産管理課長	1 他班の業務に属さない企業庁財産関係の被害状況の確認及び対応に関すること 2 災害用備蓄材（全所共通分）の管理に関すること

災害対策本部企業部

(令和5年6月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
企業部		情報管理班	班長 情報管理課長	1 情報システム関連被害の状況把握及び復旧に関すること 2 企業庁災害対策本部の設置に関すること (パソコン(水道現地对策本部を含む)、プリンター、プロジェクター、スクリーン等の情報通信機器) 3 重要情報に係るデータのバックアップの確保に関すること
		業務班	班長 経営課長 班付 水道企画担当課長	1 お客様対応に関すること 2 コールセンターへの対応指示及び災害情報等の提供に関すること 3 水道営業所の庁舎等施設の点検、未納整理等委託業者との連絡調整、対応指示に関すること 4 水道記念館の被害状況等の把握と対応に関すること
		水道班	班長 計画課長	1 水道現地災害対策本部との連絡調整に関すること 2 県内4水道事業者(横浜市、川崎市、横須賀市、企業団)との連絡調整に関すること 3 水道施設の被害状況及び復旧見込みの把握に関すること 4 災害用指定配水池の確保水量の把握に関すること 5 水運用に関すること 6 応急給水計画及び実施状況等の把握に関すること 7 水質の情報収集(火山噴火時、放射能濃度等)に関すること 8 企業団調整池への応急給水の協力依頼に関すること 9 配水池の水位状況の把握及び確保に係る指示、伝達に関すること
		ダム班	班長 利水課長	1 所管ダム及び寒川取水堰の水位、流量等の把握に関すること 2 所管ダム施設の巡視点検結果の取りまとめに関すること 3 水の供給及び水運用に関すること 4 所管ダム管理に係る関係機関との情報収集、連絡に関すること 5 所管ダム施設の応急措置、災害復旧に係る関係機関との連絡調整に関すること

災害対策本部企業部

(令和5年6月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
企業部		発電班	班長 発電課長	1 所管電気工作物等の被害状況の調査及び応急復旧に関すること 2 発電設備の巡視点検結果の取りまとめに関すること 3 発電設備に係る関係機関との情報収集、連絡調整に関すること 4 ダム発電施設の通信の確保に関すること
		受援調整班	班長 総務室総務危機管理G主幹	(受援調整班は、外部への応援要請を行うことが決定した場合のみ編成) 1 応援隊受入計画の策定に関すること 2 応援要請先(協定締結先、日本協等)への連絡調整に関すること 3 水道現地对策本部、営業所等対策本部との連絡調整に関すること 4 各浄水場での応援隊の受入及び応援隊への派遣指示に関すること

企業部

災害対策本部教育部

(令和5年6月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
教育部	部長 教育部長 副部長 教育局長 部付 県立高校改革担当局長 教育局副局長 教育参事監 総務室長 行政部長 インクルーシブ教育推進担当部長 指導部長 支援部長 生涯学習部長	教育情報班	班長 管理担当課長 班付 企画調整担当課長 ICT推進担当課長 県立高校改革担当課長	1 部内及び関係機関との連絡調整に関すること 2 部内職員の動員に関すること 3 部内関係施設等の被害情報の取りまとめに関すること 4 文教関係災害記録の作成に関すること 5 教育広報に関すること
		教育行政班	班長 行政課長	1 公印等の点検・搬出に関すること
		教育財務班	班長 財務課長 班付 教育施設課長	1 避難所、広域応援活動拠点の開設及び施設の応急修繕等に関すること 2 公立学校等の被害調査に関すること 3 文教関係の義援金品の受付配分に関すること
		教育人事班	班長 参事兼教職員人事課長 班付 教職員企画課長 県立学校人財担当課長	1 応急教育に必要な教職員の確保に関すること

災害対策本部教育部

(令和5年6月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
教育部		教育厚生班	班長 厚生課長	1 被災職員の調査及び被災給付に関すること
		教育指導班	班長 高校教育課長 班付 高校教育企画担当課長	1 生徒の登下校時における安全確保に関すること 2 被災生徒に対する教科書その他学用品の給付に関すること 3 応急教育に関すること
	支援教育班	班長 子ども教育支援課長 班付 インクルーシブ教育推進課長 学校支援課長 特別支援教育課長	1 児童生徒の登下校時における安全確保に関すること 2 被災児童生徒に対する教科書その他学用品の給付に関すること 3 応急教育に関すること	
	学校保健班	班長 保健体育課長	1 県立学校における児童生徒の健康状況の把握及び感染症対策 2 被災時における児童生徒に対する学校給食に関すること	
	生涯学習・文化遺産班	班長 生涯学習課長 班付 文化遺産課長	1 社会教育施設の被害調査に関すること 2 文化財の保護及び応急対策に関すること	

災害対策本部人事委員会部

(令和5年6月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
人事委員会部	部長 人事委員会 事務局長 副部長 人事委員会事務局長兼 総務課長	人事情報班	班長 人事委員会事務局長兼 局副事務局長 班付 給与公平課長	1 関係機関との連絡調整に関すること 2 統制部の応援に関すること

災害対策本部監査部

(令和5年6月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
監査部	部長 監査事務局長 副部長 総務課長	監査情報班	班長 総務課長 班付 監査課長	1 関係機関との連絡調整に関すること 2 統制部の応援に関すること

災害対策本部労働委員会部

(令和5年6月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
労働委員会部	部長 労働委員会事務局長 副部長 労働委員会事務局長兼 審査調整課長	労働情報班	班長 労働委員会事務局長兼 局副事務局長 班付 審査調整課副課長	1 関係機関との連絡調整に関すること 2 統制部の応援に関すること

災害対策本部議会部

(令和5年6月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
議会部	部長 議会議長 副部長 議会議長兼 議会議務課長	総務班	班長 管理担当課長 班付 総務課長	1 部内及び関係機関との連絡調整に関すること 2 部内関係施設等の被害情報の取りまとめに関すること 3 議員との連絡に関すること
		議事班	班長 参事兼議事課長	1 議会の会議に関すること
		調査班	班長 政策調査課長	1 議会の調査に関すること

災害対策本部警察本部

(令和5年6月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
警察本部	部長 警察本部長			(県警察災害警備本部の組織及び所掌業務による)

(出先機関)

名称	組織	分担業務
地域県政総合センター	地域県政総合センター所長が別に定める	1 現地震害対策本部の運営に関すること 2 その他地域県政総合センター所長の定める事項の処理に関すること
その他の出先機関	部長が別に定める	1 部長が定める事項の処理に関すること

(令和5年6月1日現在)

別表第2 (第12条関係)

(1) 地震災害及び火山災害の配備体制  
配備体制

区分	体制	配備基準	配備内容	参集職員
本部が設置されないとき	警戒体制	1 津波注意報が県下に発表されたとき。 2 箱根山、富士山に関する火口周辺警報が発表されたとき。 3 伊豆東部火山群、伊豆大島、新島、神津島、三宅島に関する噴火警報が発表されたとき。	被害状況の把握に必要な人員を配備する。	くらし安全防災局の警戒要員
	第一次応急体制	1 横浜地方気象台が震度5弱を観測発表したとき、又は、震度情報ネットワークシステムによって、震度5弱を観測したとき。 2 津波警報が県下に発表されたとき。 3 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表したとき。 4 その他状況により必要があるとき。	被害状況の把握及び連絡調整に必要な人員を配備する。	各局及び関係地域県政総合センター(※1)の第1次応急要員
	第二次応急体制	1 横浜地方気象台が震度5強を観測発表したとき、又は、震度情報ネットワークシステムによって、震度5強を観測したとき。 2 箱根山、富士山に関する噴火警報が発表されたとき。 3 その他状況により必要があるとき。	被害状況の把握及び連絡調整に必要な人員を全県的に配備するとともに、事態の推移に伴い速やかに人員を増員し、本部が設置できる体制。	各局及び各地域県政総合センターの第2次応急要員
	第一次本部体制	1 津波警報が県下に発表され、又は横浜地方気象台が震度5弱若しくは震度5強を観測発表し、若しくは震度情報ネットワークシステムによって震度5弱若しくは震度5強を観測し、かつ、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 2 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表したとき。 3 その他状況により必要があるとき。	被害状況の把握、連絡調整及び応急対策業務に必要な人員を全県的に配備する。	各局及び各地域県政総合センターの第1次本部要員
本部が設置されたとき	第二次本部体制	1 県下全域にわたり大規模な災害が発生したとき。 2 大津波警報が県下に発表されたとき。 3 横浜地方気象台が震度6弱以上を観測発表したとき、又は、震度情報ネットワークシステムによって震度6弱以上を観測したとき。 4 その他状況により必要があるとき。	被害状況の把握、連絡調整及び応急対策業務に必要な人員を全県的かつ原則として職員全員を配備する。	各局及び各地域県政総合センターの第2次本部要員

※1 「関係地域県政総合センター」とは、当該センターの所管区域において「津波」の津波警報が発表または震度5弱を観測した地域県政総合センターのこと。



(2) その他の災害の配備体制

区分	体制	配備基準	配備内容	参集職員
本部が設置されていないとき	警戒体制	大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報のいずれかが県下に発表されたとき。	被害状況の把握に必要な人員を配備する。	くらし安全防災局及び関係地域県政総合センター(※2)の警戒要員
	第1次応急体制	1 大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報のいずれかが県下に発表され、災害が拡大するおそれがあるとき。 2 その他状況により必要があるとき。	被害状況の把握及び連絡調整に必要な人員を配備するとともに、事態の推移に伴い速やかに人員を増員し、本部が設置できる体制。	各局及び関係地域県政総合センター(※3)の第1次応急要員
本部が設置されたとき	第1次本部体制	1 大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報のいずれかが県下に発生するおそれがあるとき。 2 大雨(土砂災害、浸水害)、暴風、暴風雪、大雪、高潮特別警報のいずれかが県下に発表される見込みがあるとき。 3 大雨(土砂災害、浸水害)、暴風、暴風雪、大雪、高潮特別警報のいずれかが県下に発表されたとき。 4 その他状況により必要があるとき。	被害状況の把握、連絡調整及び応急対策業務に必要な人員を全体的に配備する。	各局及び各地域県政総合センターの第1次本部要員
	第2次本部体制	1 県下全域にわたり大規模な災害が発生したとき。 2 その他状況により必要があるとき。	被害状況の把握、連絡調整及び応急対策業務に必要な人員を全体的かつ原則として職員全員を配備する。	各局及び各地域県政総合センターの第2次本部要員

※2 「関係地域県政総合センター」とは、当該センターの所管区域において大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報のいずれかが発表された地域県政総合センターのこと。

※3 「関係地域県政総合センター」とは、当該センターの所管区域において大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報のいずれかが発表され、災害が拡大するおそれがあるとき、全防災局長が判断した場合の当該発表された地域県政総合センターのこと。

別表第3 (第17条関係)

現地災害対策本部の名称及び所管区域等

現地災害対策本部名	設置場所	所管区域
横須賀三浦 現地災害対策本部	横須賀三浦地域 県政総合センター内	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
県央 現地災害対策本部	県央地域 県政総合センター内	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南 現地災害対策本部	湘南地域 県政総合センター内	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
県西 現地災害対策本部	県西地域 県政総合センター内	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

別表第4 (第18条関係)

現地对策本部の部の名称等

现地对策本部名	部等の名称	構成機関等の名称
横須賀三浦	総務部	横須賀三浦地域県政総合センター総務部
	企画調整部	同 企画調整部
	環境部	同 環境部
	農政部	同 農政部
	県税部	横須賀県税事務所
	第1保健福祉部	鎌倉保健福祉事務所
	第2保健福祉部	鎌倉保健福祉事務所三崎センター
	海洋情報部	水産技術センター
	漁政部	東部漁港事務所
	第1土木部	横須賀土木事務所
	第2土木部	藤沢土木事務所
	企業部	企業庁鎌倉水道営業所
	教育部	教育局湘南三浦教育事務所
	第1警察部	横須賀警察署
	第2警察部	田浦警察署
	第3警察部	横須賀南警察署
第4警察部	三崎警察署	
第5警察部	葉山警察署	
第6警察部	逗子警察署	
第7警察部	鎌倉警察署	
第8警察部	大船警察署	
事務局	横須賀三浦地域県政総合センター	

现地对策本部名	部等の名称	構成機関等の名称
県央	総務部	県央地域県政総合センター総務部
	企画調整部	同 企画調整部
	環境部	同 環境部
	農政部	同 農政部
	森林部	同 森林部
	第1県税部	相模原県税事務所
	第2県税部	厚木県税事務所
	第1保健福祉部	厚木保健福祉事務所
	第2保健福祉部	厚木保健福祉事務所大和センター
	労働部	かながわ労働センター 県央支所
	第1土木部	厚木土木事務所
	第2土木部	厚木土木事務所 東部センター
	第3土木部	厚木土木事務所 津久井治水センター
	第1企業部	企業庁相模原水道営業所
	第2企業部	企業庁相模原南水道営業所
	第3企業部	企業庁津久井水道営業所
第4企業部	企業庁厚木水道営業所	
第5企業部	企業庁海老名水道営業所	
第6企業部	企業庁大和水道営業所	
第7企業部	企業庁谷ヶ原浄水場	
第8企業部	企業庁相模川水系ダム管理事務所 城山ダム管理事務所	
第9企業部	企業庁相模川発電管理事務所	
第10企業部	企業庁発電総合制御所	
教育部	教育局県央教育事務所	
第1警察部	厚木警察署	
第2警察部	大和警察署	
第3警察部	座間警察署	
第4警察部	海老名警察署	
第5警察部	相模原警察署	
第6警察部	相模原南警察署	
第7警察部	相模原北警察署	
第8警察部	津久井警察署	
事務局	県央地域県政総合センター	

現地对策本部名	部等の名称	構成機関等の名称
湘南 現地对策本部	総務部	湘南地域県政総合センター総務部
	企画調整部	同 企画調整部
	環境部	同 環境部
	農政部	同 農政部
	スポーツ部	県立スポーツセンター
	第1県税部	平塚県税事務所
	第2県税部	藤沢県税事務所
	第1保健福祉部	平塚保健福祉事務所
	第2保健福祉部	平塚保健福祉事務所秦野センター
	第3保健福祉部	平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所
	第4保健福祉部	衛生研究所
	漁政部	西部漁港事務所
	労働部	かみなが労働センター湘南支所
	第1土木部	平塚土木事務所
	第2土木部	藤沢土木事務所
	第3土木部	厚木土木事務所
	下水道部	流域下水道整備事務所
	第1企業部	企業庁藤沢水道営業所
	第2企業部	企業庁茅ヶ崎水道営業所
	第3企業部	企業庁平塚水道営業所
	第4企業部	企業庁厚木水道営業所
	第5企業部	企業庁寒川浄水場
	第6企業部	企業庁水道水質センター
	第1教育部	教育局湘南三浦教育事務所
	第2教育部	教育局中教育事務所
	第1警察部	藤沢警察署
	第2警察部	藤沢北警察署
第3警察部	茅ヶ崎警察署	
第4警察部	平塚警察署	
第5警察部	大磯警察署	
第6警察部	秦野警察署	
第7警察部	伊勢原警察署	
事務局	湘南地域県政総合センター	

現地对策本部名	部等の名称	構成機関等の名称
県西 現地对策本部	総務部	県西地域県政総合センター総務部
	企画調整部	同 企画調整部
	環境部	同 環境部
	農政部	同 農政部
	森林部	同 森林部
	県税部	小田原県税事務所
	第1保健福祉部	小田原保健福祉事務所
	第2保健福祉部	小田原保健福祉事務所足柄上センター
	漁政部	西部漁港事務所
	第1土木部	県西土木事務所
	第2土木部	県西土木事務所小田原土木センター
	第1企業部	企業庁平塚水道営業所
	第2企業部	企業庁酒匂川水系ダム管理事務所 三保ダム管理事務所
	教育部	教育局県西教育事務所
	第1警察部	小田原警察署
	第2警察部	松田警察署
事務局	県西地域県政総合センター	

神奈川県災害対策本部要綱の運用について(通知)

昭和58年7月15日

環境部長通知

最終改正令和4年4月1日

各局長、会計管理者、企業庁長、議会庁長、議会議長、教育  
長、人事委員会事務局長、監査事務局長、労働委  
員会事務局長、各地域県政総合センター所長、総  
合防災センター所長、神奈川県警察本部長 あて

1 本部の設置及び廃止について(第2条関係)

(1) 災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定により、災害応急対策を実施するため知事が必  
要と認めるときに県地域防災計画の定めるところにより、設置することとされている。本県の場  
合、一般的には、くらし安全防災局の収集、取りまとめた情報(各地の震度、被害状況、気象予  
警報・情報等の発表状況等)に基づき、知事のもとに本部設置が検討されるが、発生の予測が困  
難な地震災害については、おおむね次の基準により本部を設置するよう本県の地域防災計画(地  
震災害対策計画)で定めている。

なお、本部の設置については、くらし安全防災局から直接又は各局総務室等を通じて、必要な  
県各機関及び防災関係機関等へ通報するものであるが、各局等において個別法令で通知を必要と  
する機関及び災害応急対策活動上通報の必要な連携機関があるときは、各局等が必要に応じて当  
該機関に通知・通報するものであること。

[地震災害に係る本部設置基準]

本部の設置基準	備考
1 県下全域にわたり大規模な災害が発生したとき	各局及び各地域県政総合セン ター等は、事態を承知したとき
2 大津波警報が県下に発表されたとき	は、本部設置決定通知等を待た ず、第2次本部体制をとる。
3 横浜地方気象台が震度6弱以上を観測発したとき又は震度 情報ネットワークシステムによって震度6弱以上を観測したと き	
4 その他状況により必要があるとき	
5 津波警報が県下に発表され、又は横浜地方気象台が震度5弱 若しくは震度5強を観測発表し、若しくは震度情報ネットワー クシステムによって震度5弱若しくは震度5強を観測し、か つ、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき	各局及び各地域県政総合セ ンター等は、本部設置決定通 知に基づき、第1次本部体制 又は第2次本部体制をとる。
6 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表し たとき	
7 その他状況により必要があるとき	

(2) 本部設置前の体制

災害対策本部の設置前の応急対策については、第1次応急要員又は第2次応急要員等により実  
施するものであるが、一般的には、横浜地方気象台からの気象警報等に基づく、くらし安全防災  
局からの連絡により各局及び関係地域県政総合センター等は、所定の配備体制を取るものである

こと。

なお、各局及び関係地域県政総合センター等で地震災害及びその他災害等を感じ、配備を必  
要とする事態を承知したときは、くらし安全防災局からの連絡を待たずに所定の配備体制をとり、  
事態の推移にともない人員の増減を行い、本部設置に備えるものであること。

(3) 本部の廃止

災害対策本部が廃止されたときは、設置通知を行った各機関に対し通知局等からその旨通知す  
るものであること。

2 人事委員会事務局等を本部の部とすること等について(第3条関係)

人事委員会事務局等を本部の部として位置づけたのは、首都直下地震等の大規模な災害が発生し、  
又は発生するおそれがあるときは、県民の生命、身体及び財産等を災害から保護するため、神奈川  
県の全職員が応急対策活動を行うことを明確にするためであること。

行政組織の改正等に伴い本部の組織等について要綱の改正を要することとなったときは、関係局  
総務室長等はくらし安全防災局防災部危機管理防災課長に対して速やかにその旨通知するものであ  
ること。

3 本部長の代行について(第3条関係)

災害対策本部長(知事)に事故があるときは、副本部長(副知事)のうち神奈川県知事の職務代  
理の順序に関する規則に基づく第一順位副知事がその職務を代行するものとし、第一順位副知事に  
事故があるときは、第二順位副知事、第三順位副知事、統制部長(くらし安全防災局長)が順次そ  
の職務を代行するものであること。また、これによりがたい時は、政策局長、総務局長以下が順次  
その職務を代行するものであること。

4 地域県政総合センター所長を本部長とすることについて(第5条関係)

地域県政総合センター所長を本部長としたのは、配備編成計画作成者として職員を動員する立場  
にあること、現地対策本部長として地域の応急対策活動の中心的な役割を担うこと及び地域拠点と  
しての地域県政総合センターの位置づけを明確にするためであること。

5 統制部の部付について(第6条関係)

健康医療局技監兼保健医療部長、県土整備局道路部長、県土整備局建築住宅部長及び県土整備局  
河川下水道部長は、統制部の部付として、本部健康医療部又は本部県土整備部の災害応急対策の実  
施に関する連絡調整を行うものであること。

6 本部長である地域県政総合センター所長と本部会議について(第8条関係)

地域県政総合センター所長は、災害が発生するおそれがあるとき及び災害発生直後に開催する本  
部会議に出席困難なときは、代理者の出席及び連絡員の派遣に努めるものであること。

なお、本部は、特別の場合を除き県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置されるものであること。

7 副部長の指名について(第8条関係)

災害対策本部の本部長の複数化については、各局等に選定を依頼し、原則として8級職以上の職  
員を指定し、名称を副本部長とするものであること。

8 本部連絡員の指定等について(第10条関係)

首都直下地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、大量かつ多岐にわた  
る情報が防災行政通信網等を通じ統制部(くらし安全防災局)に集中することが予想されることか  
ら本部連絡員は、所属部に係る統制部の業務を補助することとしたものであること。

また、勤務時間外等の気象警報発表時等にくらし安全防災局から各局等への情報伝達は、本部連  
絡員を通じ行うものとなるため、局長等が指定する本部連絡員は3名以上とし、上席の本部連絡員

は、原則として主幹又は副主幹相当職にある者をもって充てるものであること。

なお、本部連絡員の指定後は速やかにくらし安全防災局防災部危機管理防災課へ報告するものであること。

#### 9 配備体制について（第12条関係）

災害対策本部の配備基準は、災害の態様に応じて迅速かつ的確に災害応急対策が行えるよう、災害発生の子測が困難で、大規模災害発生時には、迅速かつ広域的な対応を必要とする「地震災害」と台風襲来時等のように事態が順次推移し、これに対応した情報に基づき体制を整えていく必要がある「風水害等」とに区分けたものであること。

配備体制は、災害状況等に応じ機能的に対応できるよう災害対策本部では、警戒体制、第1次応急体制、第2次応急体制、第1次本部体制及び第2次本部体制の5段階に区分されている。

なお、各局及び各地域県政総合センター等の配備体制別配備人員については、実態に応じてそれぞれの配備編成計画で定めるものであること。

#### 10 配備編成計画について（第13条関係）

配備編成計画は、応急対策活動を円滑に行うため、局及び地域県政総合センター等としての体制を定めるものであり、非常に重要な計画である。各局長及び各地域県政総合センター所長等は、この計画に所属する職員の配備体制別配備人員、分担業務、勤務時間外の連絡体制、緊急参集等について詳細に定めるとともに所属職員に周知するものであること。

なお、配備職員の事前指定については、勤務時間外等の緊急参集等に対応できるよう職員の居住地、経路等を考慮して行うものであること。

#### 11 配備編成計画（総合防災センター）について（第13条関係）

総合防災センターに関する配備編成計画は、配備編成計画策定要領による。

#### 12 職員の配備について（第14条関係）

職員の配備については、一般的には災害対策本部の設置とともに職員の配備体制が決定され、くらし安全防災局から各局及び各地域県政総合センターへ連絡され、各局等では配備編成計画に基づき職員の配備を行うこととなるが、具体的な配備職員数の決定は、各局等で災害状況を勘案し、計画人員を増減するものであること。

また、第2次応急体制及び第1次本部体制については、職員全員参集の前段階であり、被害の状況によっては県職員全員で応急対策等を実施する可能性があるため、原則として配備職員以外の職員も自己所属と連絡を取り、いつでも所属からの指示に対応できるようにすること。

なお、他の局等からの応援を必要とするときは、統制部を通じ要請し、調整を図るものであること。

#### 13 職員の緊急参集等について（第15条及び第16条関係）

職員等は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを承知したときは、自己所属又はあらかじめ指定された場所に参集することとなっているが、あらかじめ指定された場所には、地域県政総合センター、総合防災センターを除き、原則として同一局内の県の機関を指定するものであること。

また、災害等の状況により、自己所属又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、自己の業務に関連する最寄りの県の機関、県庁、地域県政総合センター又は総合防災センターに参集することとなっているが、地域県政総合センター、総合防災センターを除き、原則として同一局内の県の機関に参集するものであること。

自己所属又はあらかじめ指定された場所に参集する職員以外の業務をあらかじめ定めることは事

実上困難であるので、原則として応援に留めるものとし、特に必要があるときは、その職員の経験等を勘案して業務を定めるものであること。

なお、緊急参集時の指揮の代行順位については、可能な限り配備編成計画で事前に定めておくものであること。

#### 14 参集中の業務について（第15条関係）

職員が参集する際には、安全な参集経路を選択するとともに、地震災害、津波災害又は風水害においては、参集経路周辺の被害状況を観察し、大規模な被災状況など応急対策上重要な情報については、参集後に参集場所の責任者を通して災害対策本部又は現地災害対策本部に報告する。ただし、災害の状況によっては参集中に被害状況を観察することは著しく危険が伴うことから、統制部又は各部から連絡があるときはこの限りではない。

また、参集途上において火災、人身事故等に遭遇した場合は、消防、警察等に連絡するなど、適切な処置を行うこと。

#### 15 緊急参集の方法について（第15条関係）

職員は、原則として徒歩、自転車又はバイクで参集すること。

#### 16 緊急参集を免除される職員について（第15条関係）

勤務時間外、休日等の緊急参集時において、次のように参集が困難な職員については、参集を免除することができるものであること。

- ・ 休職者及び休業者
- ・ 育児の必要がある者
- ・ 介護の必要がある者
- ・ 自らが負傷し治療を行う必要がある者
- ・ 家族や近隣居住者等が負傷し、救出・救助活動等を行う必要がある者
- ・ 家族の安否が不明な者
- ・ 発災時に県外・国外など遠方にいるため、参集に多大な時間がかかる者
- ・ その他上記の状況と同程度以上に参集が困難な者

なお、参集できない場合、警戒要員、第1次応急要員及び第2次応急要員は参集できない理由を自己所属へ連絡し、第1次本部要員及び第2次本部要員は参集できない理由を連絡する必要がある。ただし、参集できる状況になったら速やかに参集すること。

#### 17 現地災害対策本部の設置について（第17条関係）

現地災害対策本部は、原則として本部長から第1次本部体制が指令されたとき設置する。ただし、地震災害にあつては、災害対策本部設置基準に該当するときは、設置を必要とする区域を所管する現地災害対策本部を設置するものであること。

また、現地災害対策本部を設置する場所が被災したとき等特別な場合は、現地災害対策本部は別の場所に設置するものとする。

18 災害対策本部現地災害対策本部（以下「現地災害対策本部」という。）の部制について（第18条関係）

現地災害対策本部の部制は、各地域における県の応急対策実施機関としての現地災害対策本部の位置づけを明確にするとともに、首都直下地震等の大規模災害の発生に伴う通信の混乱等においても構成機関が一つの組織体として応急対策を実施できるよう体制の強化を図るため導入したものであること。

なお、現地災害対策本部が設置された場合において、災害対策本部現地災害対策本部長（以下

「現地災害対策本部長」という。)が現地災害対策本部の行う応急対策活動が現地災害対策本部の一部の部により遂行できると認めるときは、当該部により現地災害対策本部を構成できるものであること。

19 現地災害対策本部の指揮権の代行について(第19条関係)  
指揮をとる者として予め定められた職員が参集するまでの間は、緊急参集した地域県政総合センター職員のうち上席の者が順次その職務を代行すること。

20 現地災害対策本部の業務について(第20条関係)  
現地災害対策本部の業務は、各地域における県の応急対策実施機関として必要な事項であり、その細部業務については、地域の実情に応じ、部長等が定めるものであること。

なお、広域防災活動拠点の運営等に係る現地災害対策本部の各部の役割分担については、地震対策推進委員会において具体的な検討を行うものであること。

21 災害対策本部現地災害対策本部員(以下「現地災害対策本部員」という。)と災害対策本部現地災害対策本部会議(以下「現地災害対策本部会議」という。)について(第21条関係)

現地災害対策本部長は、災害が発生するおそれがあるとき及び災害発生直後に現地災害対策本部会議を開催する場合、参集可能な現地災害対策本部員又は現地災害対策本部員が指定する職員により会議を開催することができる。この場合、遠隔地等で出席できない現地災害対策本部員は、必要な情報を現地災害対策本部に送り込むものとする。

なお、現地災害対策本部会議等は、特別な場合を除き地域県政総合センターの庁舎内で開催するものであること。

22 災害対策本部現地災害対策本部連絡員(以下「現地災害対策本部連絡員」という。)について(第22条関係)

(1) 現地災害対策本部連絡員の指定について  
構成機関等の長が指定する現地災害対策本部連絡員は3名以上とし、上席の現地災害対策本部連絡員は、原則として主幹又は副主幹相当職にある者をもって充てるものであること。

なお、指定後は、速やかに地域県政総合センター総務部へ報告すること。

(2) 現地災害対策本部連絡員の職務について  
各構成機関等の現地災害対策本部連絡員は、全員が災害対策本部現地災害対策本部事務局(以下「現地災害対策本部事務局」という。)につめる必要はないが、被害状況及び応急対策の実施状況等を現地災害対策本部事務局に報告するとともに、状況により所属部に係る現地災害対策本部事務局の業務を補助すること。

23 第17条に定める以外の現地災害対策本部(第23条関係)  
横浜、川崎地区が被災したときには、両市が政令市であり、かつ、県庁が被災したことから、両市にかかると調整等は、災害対策本部において行いうる。しかし、県庁が被災したとき等特別な場合は、災害対策本部が別のところに置かれる事から、第17条に定める以外の現地災害対策本部を横浜川崎地区に設置する必要があること等から第17条以外の現地災害対策本部を設置できるものとしたものである。

なお、その組織等について、別に定めることとしたのは、県庁が被災した等の特別なときを想定しているので、派遣可能な職員、関係県機関等を鑑みて、その都度設置する必要があるためである。

24 現地対策本部について

現地災害対策本部は、災害対策本部が設置された場合に、各地域における災害応急対策を円滑に実施するために設置されるが、現地対策本部は、災害対策本部の設置に至らない局所的災害である

が、災害応急対策上、各機関の連携による応急対策の実施が必要な際に設置するものである。

また、現地対策本部は、災害対策本部の設置に至らない局地的災害について設置されるものなので、特に必要と認められるときには、関係地域県政総合センター所長の進言によっても設置するものとする。

なお、本通知の第17項、第19項、第20項、第22項の規定については、現地対策本部においても準用するものとする。

25 災害対策本部と水防本部について

台風等の風水害時には、災害対策基本法に基づく災害対策本部と水防法に基づく水防本部が設置(活動)できることになっている。いずれも本部長は知事となっているが、災害対策本部は全庁的組織であるのに対し、水防本部は県土整備局中心の組織である。

従って、災害対策本部が設置されたときの水防本部は、災害対策本部の県土整備部の組織として活動するものであること。

26 災害対策本部と石油コンビナート等防災本部について

大規模地震災害発生時には、知事を本部長とする災害対策基本法に基づく災害対策本部と石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部を設置(活動)することになるが、統一的かつ総合的な応急対策活動の確保を図るため、必要に応じ合同の本部運営を行うものであること。

## 火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日  
消防災害第 267 号消防庁長官

改正

平成 6 年 12 月消防災害第 279 号、平成 7 年 4 月消防災害第 83 号、  
平成 8 年 4 月消防災害第 59 号、平成 9 年 3 月消防災害第 51 号、  
平成 12 年 11 月消防災害第 98 号、消防庁第 125 号、平成 15 年、  
3 月消防災害第 78 号、消防庁第 56 号、平成 16 年 9 月消防災害第 66  
号、平成 20 年 5 月消防災害第 69 号、平成 20 年 9 月消防災害第 166  
号、平成 24 年 5 月消防災害第 111 号、平成 29 年 2 月消防災害第 11  
号、平成 31 年 4 月消防災害第 28 号、令和元年 6 月消防災害第 12 号、  
令和 3 年 5 月消防災害第 29 号

### 第 1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領(平成 6 年 4 月 21 日付け消防災害第 100 号)」、「災害報告取扱要領(昭和 45 年 4 月 10 日付け消防第 246 号)」、「救急事故等報告要領(平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号)」の定めるところによる。

### 3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故(1)において「火災等」という。)が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村(当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。)は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置(火災の防消、救急業務、救助活動、事故の処理等)を行った市町村が異なる場合には、当該火災等につい

て主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第 2 即報基準」に該当する災害が発生した場合(災害が発生するおそれがある大きい場合を含む。以下同じ。)には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3) 「第 2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4) 「第 3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第 1 報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、市町村は、第 1 報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)、分かる範囲でその第 1 報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第 1 報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料(地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など)による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第 1 号様式及び第 2 号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告すること。

- イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式  
救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対応処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。
- ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

- (2) 画像情報の送信  
地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電話システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

- ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等
- イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース連報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）
- エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

## 5 報告に際しての留意事項

- (1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に留意し、迅速な報告に努めるものとする。  
また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。
- (3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告することができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告すること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項目に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

#### ア 火災

##### (ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
  - b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
  - c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
  - d 特定違反対象物の火災
  - e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
  - f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
  - g 損害額1億円以上と推定される火災
- (イ) 林野火災
- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの



(ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長に  
あったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び臭気等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

## 2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他  
以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等  
(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設  
の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災(イ)以外のもの。

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イ)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

(ア) 死者(交通事故によるものを除く。 )又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起したものと又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロメートル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ. 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したものと及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したものと及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

### 3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

(2) 国民保護法第17条第2条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

### 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項目に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

(ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

(ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

### 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をすることとする。

#### 1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)と同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)と同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)と同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロメートル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のロと同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む。）

## 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駄構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

## 3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

## 4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

## 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

### <火災等即報>

#### 1 第1号様式(火災)

- (1) 火災種別  
「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 消防活動状況  
当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。
- (3) 救急・救助活動状況  
報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)
- (4) 災害対策本部等の設置状況  
当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。
- (5) その他参考事項  
次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項目に掲げる事項を併せ記入すること。

#### ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

#### (イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

#### (イ) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応急活動を含む。)

ウ 林野火災

(ア) 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機数等)

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

報告日時	年	月	日	時	分
都道府県					
市町村					
消防支隊名					
報告者名					

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

第 報

2 第2号様式 (特定の事故)

- (1) 事故名 (表頭) 及び事故種別  
特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事業所名  
「事業所名」は、「○○ (株) ○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。
- (3) 特別防災区域  
発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法 (昭和50年法律第84号、以下この項において「法」という。) 第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。
- (4) 発知日時及び発見日時  
「発知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。
- (5) 物質の区分及び物質名  
事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法 (昭和23年法律第186号) で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。
- (6) 施設の区分  
欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (7) 施設の概要  
「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分 (製造所等の別) についても記入すること。
- (8) 事故の概要  
事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。
- (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況  
防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。
- (10) 災害対策本部等の設置状況  
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他			
出火場所									
出火日時 (発知日時)	月	日	時	分	(鎮圧日時)	月	日	時	分
火元の業態・用途			業 所 名 (代表者氏名)				業 所 名 (代表者氏名)		
出火箇所	死者 (性別・年齢)		人		死者の生じた理由				
死傷者	負傷者		人		中等症		人		
死傷者	重症		人		軽症		人		
建物の概要	構造階層		延べ面積		建築面積		延べ面積		
焼損科 度	全焼	根	根	根	根	根	計		
	半焼	根					根	根	根
焼損科 度	部分焼	根	樹		樹		樹		
り災世帯数	世帯		気		象		状		
消防活動状況	消防本部 (密)		台		人		人		
救急・救助	消防団		台		人		人		
活動状況	その他 (消防防災ヘリコプター等)		台		機		人		
災害対策本部等の設置状況	その他		台		機		人		
その他参考事項									

(注) 第1報については、発災発生を優先とし可能な限り早く (原則として、発災後30分以内) 区分する範囲で記載して報告すること。(確認がとれている車両については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

- 1 石油コンビナート等特別防災区域域内の事故
- 2 危険物等に係る事故
- 3 原子力発電等に係る事故
- 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年月日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他( )
発生場所	特別防災区域 (レイアウト第一種、第一種、第二種、その他)
事業所名	発見日時 年月日 時 分
発生日時	発火日時 年月日 時 分
(覚知日時)	(処理完了) 年月日 時 分
消防告知方法	気象状況
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒物 6 RI等 7 その他( )
施設区分	1 危険物施設 2 高圧ガス施設 3 高圧ガス施設 4 その他( )
施設の概要	危険物施設の区分
事故の概要	
死者	死者(性別・年齢) 人 ( ) 無死者 人 ( ) 重傷 人 ( ) 中等傷 人 ( ) 軽傷 人 ( ) 出動人員 人 ( ) 出動資機材 人 ( )
消防状況	出動機材 出動人員
活動及び救急活動状況	自衛防災組織 人 共同防災組織 人 その他 人 消防本部(署) 人 消防団 人 消防団へリポート 人 海上保安庁 人 自衛隊 人 その他 人 警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分
災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、発知後30分以内)に分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告可なり)

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

- (1) 事故災害種別  
「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事故等の概要  
「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。
- (3) 死傷者等  
ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。  
イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。
- (4) 救助活動の要否  
救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。
- (5) 要救護者数（見込）  
救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。  
また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。
- (6) 消防・救急・救助活動状況  
出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。
- (7) 災害対策本部等の設置状況  
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。
- (8) その他参考事項  
以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
  - ・ 避難指示の発令状況
  - ・ 避難所の設置状況
  - ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
  - ・ NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
  - ・ 被害の要因（人為的なもの、不審物（爆発物）の有無）
- 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

報告日時	年	月	日	時	分
都道府県					
市町村 <small>（設置先指定）</small>					
報告者名					

消防庁委信者氏名

事故災害種別									
発生場所									
発生日時 (発知日時)									
( )		月		日		時		分	
								通知方法	
事故等の概要									
死者(性別・年齢)									
負傷者等									
死者									
重傷									
中等傷									
軽傷									
不明									
救助活動の要否									
要救護者数(見込)									
救助人員									
消防・救急・救助活動状況									
災害対策本部等の設置状況									
その他参考事項									

(注) 負傷者欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。  
 (注) 第1欄については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、発知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すればよいこと。)

#### <災害即報>

#### 4 第4号様式

##### (1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

##### ア 災害の概況

###### (ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

###### (イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濇、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

##### ウ 被災の状況

###### e その他これらに類する災害の概況

##### イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初期段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告すること。

##### ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告すること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活

動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。  
(エ) その他道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。





第4号様式(その2)  
(被害状況用紙)

都道府県		区		分		被害		区		分		被害		都道府県		市町村	
災害名		川		洪水・氾濫		田		公立文教施設		千		件		災害		発生	
報告番号		津		洪水・氾濫		畑		農林水産施設		千		件		被害		状況	
報告者名		野		洪水		家		公共土木施設		千		件		被害		状況	
(月日時現作)		小		校舎		小		その他の公共施設		千		件		被害		状況	
区		野		野		野		公共施設		千		件		被害		状況	
死		野		野		野		公共施設		千		件		被害		状況	
行方不明者		野		野		野		公共施設		千		件		被害		状況	
負傷者		野		野		野		公共施設		千		件		被害		状況	
全		野		野		野		公共施設		千		件		被害		状況	
半		野		野		野		公共施設		千		件		被害		状況	
一部破損		野		野		野		公共施設		千		件		被害		状況	
床上浸水		野		野		野		公共施設		千		件		被害		状況	
床下浸水		野		野		野		公共施設		千		件		被害		状況	
非住家		野		野		野		公共施設		千		件		被害		状況	
公共建物		野		野		野		公共施設		千		件		被害		状況	
その他		野		野		野		公共施設		千		件		被害		状況	

※1 被害額は省略することができるものとする。  
 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば若10件、30件、50件(50件を超える場合は多量)と記入すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況用紙)  
 管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄  
 原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。  
 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況  
 当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名  
 市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況  
 災害の概況欄には次の事項を記入すること。

- (ア) 災害の発生場所  
 被害を生じた市町村名又は地域名
- (イ) 災害の発生日時  
 被害を生じた日時又は期間
- (ウ) 災害の種類、概況  
 台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況  
 消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。  
 また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。